



# 目次

第1章	整備背景と目的	1
1-1.	構想策定の意義	1
1-2.	計画の位置づけ・各種関連計画での位置づけ	3
第2章	前提条件の整理	8
2-1.	大熊町の概況	8
2-2.	既存施設の現状と課題	12
2-3.	類似施設調査及びヒアリングによる比較と課題	22
2-4.	敷地条件	32
第3章	町民ニーズの把握	35
3-1.	アンケート	35
3-2.	ヒアリング	35
3-3.	ワークショップ	37
3-4.	施設機能に関する議論	39
第4章	検討委員会における議論	41
4-1.	検討委員会の開催概要	41
4-2.	施設整備計画に関する議論	エラー! ブックマークが定義されていません。
4-3.	施設計画に関する議論	エラー! ブックマークが定義されていません。
4-4.	管理運営計画に関する議論	エラー! ブックマークが定義されていません。
4-5.	管理運営計画に関する議論	エラー! ブックマークが定義されていません。
第5章	施設整備に係る考え方	50
5-1.	大熊町社会教育の目指す姿	50
5-2.	複合施設コンセプト	51
5-3.	活動方針と事業案	52
5-4.	コンセプト実現に向けた主な施設機能	54
第6章	施設計画	59
6-1.	施設規模	59
6-2.	動線計画・配置計画の方針	63
6-3.	計画・整備に係る留意点	64
第7章	管理運営計画	67
7-1.	管理運営計画の基本的な考え方	67
7-2.	管理運営の基本方針	67
7-3.	管理運営形態	68
第8章	スケジュール・推進体制と今後の課題	71
8-1.	整備スケジュール	71
8-2.	推進体制の検討	71
8-3.	今後の課題	71
第9章	参考資料	75

# 第1章 整備背景と目的

## 1-1. 構想策定の意義

### (1) 基本構想策定の趣旨

大熊町社会教育複合施設基本構想（以下、「本構想」という。）は、大熊町が有する情報、資料、記憶、人材等の地域資源を蓄積及び活用し、町内外の人々が集い、交わり、学び、活動する場の創出を目的として策定する。

社会教育複合施設（以下、「複合施設」という。）は、図書館、博物館、公民館等の機能を兼ね備えた施設であり、その整備に先立ち、複合施設におけるコンセプト、活動方針、事業内容、ゾーニング、整備スケジュール等について検討するとともに、実現可能かつ効率的な運営体制など、将来的な運営も見据えた有用性の高い構想として策定する。

本構想に基づき、知る自由を保障し、利用者の生涯学習を支援する図書館と、地域を物語る資料を所蔵し公開する博物館、得た知識を自らの活動へと昇華するきっかけとなる公民館の各機能を融合し、利用者に対し各館機能の垣根を超えた多角的な学び・交流・活動の場を提供する。

当該取り組みにおいては、大熊町教育大綱の基本理念「温故創新」、つまり町の先人に学び、新しい文化を紡ぐという姿勢を体現する。読書活動を基盤にした社会教育を推進してきた、「読書のまち おおくま」を再構築し、さらに町の貴重な文化財等の幅広い資料や人々の記憶を活用することで、町内外に充実した社会教育の機会を提供する（これら複合施設が収蔵する図書、文化財、歴史的公文書等、町に関わる人の生き方を支える資料を「大熊町資料」と総称する。）。ひいては、大熊町に関わる人たちの、主体的な学びや地域や自らの課題を解決する力を育むことが期待できる。

また、当該施設を JR 大野駅前に整備することにより、世界的にも稀な体験を経た町ならではの「知」を中心に据えた情報発信、「知」を求める人たちが集う賑わい創出にも貢献できる。

令和9年度の完成を目指し、多くの人々に愛され、駅前から町全体への人流を生み出す複合施設を整備し、集い交わる学びの場、町に関わる人が大熊町を知る場、学びや交流を活動に繋げる場として、町の魅力向上に繋げていくこととしたい。

### (2) 本構想の背景

平成23年3月の東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）の事故による被災以降、町内の社会教育施設はいずれも利用できなくなり、町は、避難先の町民に対して、再会の場づくりやコミュニティ交流会等の機会を提供してきた。その後、平成31年4月の一部避難指示解除により町内に生活が戻り、新たな社会教育の形が求められている。

さらに令和4年に、大熊インキュベーションセンターが開業したほか、今後も工業団地や産業交流施設等の稼働により町に新たな産業や雇用の場が生まれる見込みである。また、学校教育の再出発点として令和5年度には認定こども園と義務教育学校が一体となった「学び舎

ゆめの森」が町内で教育活動を始めるとの予定である。このように町内の居住人口が増加する中、町に暮らし、関わる人に対して、社会教育環境の整備を進めることが重要である。

震災前より、大熊町は「“こんにちは”のあとに本の話が出る町」を目指して、町民の生涯に寄り添う読書活動を推進してきた。図書館は大熊町民の健やかな生活に不可欠な役割を果たしており、社会教育サービスの再構築を考える上で、図書館機能の再開は必須である。

また、震災前は図書館併設の民俗伝承館が町の文化財を収蔵し、町の歴史を伝えていたが、震災後は国の被災ミュージアム再興事業や大熊町アーカイブズ事業、文化財レスキュー事業によって町の歴史や文化、震災と原発事故の経験を後世に伝えていく取り組みを行ってきた。

平成29年度には、これらの事業で実施してきた資料の収集、保全、活用の方向性を示すことを目的に、大熊町アーカイブズ検討委員会が発足した。検討委員会では、震災だけに注目するのではなく震災前も含めて町の歩みを丸ごと記録する方策を検討。検討委員会は、大熊町の経験が確実に継承され、活用されるために、令和元年度、大熊町アーカイブズ事業に関する提言書を町に提出した。

#### 【参考】大熊町アーカイブズ事業の基本理念

大熊町アーカイブズ検討委員会は、次の三つの基本理念の下に、アーカイブズ事業のあり方を検討してきた。町のアーカイブズ事業は、これらの理念を踏まえて進めることが必要である。

- ✓ 大熊の DNA を残す…今後、町の景観が変わっても、3.11 時点の町民が自分と大熊のつながりをおかめられる環境、大熊を知らずに育った子どもたちが、いつか「自分のルーツ」を知りたいと考えた時、さかのぼることのできる環境をつくる。
- ✓ 大熊の新しい文化を紡ぐ…先人たちが紡いできた町の文化、歴史から現在の私たちが学びを得ているように、いつか歴史となる現況を町の新たな文化、歴史の基礎として子孫たちに残していく。
- ✓ 主張や思いを支える事実を提供する…原発事故や復興など、町をめぐる様々な主張、表現、思いに対し、その根拠となる事実関係を原発立地町の視点で発信し続ける。

提言を受け、町は当初、資料の保存、展示機能を中心とした博物館（アーカイブズ施設）単体での整備を検討していたが、町の過去・現在・未来について、町内外の多くの方々に見て、知ってもらうために、これらの機能を図書館と一体的に整備・運用し、多角的な学びを行う環境とすることで、何度足を運んでも新しい発見がある場づくりを目指すこととした。

さらに、公民館的機能を有することにより、利用者が図書や資料等により得た知識や情報を、他者と交わりながら自らの生活やまちづくりに生かしていく自主的活動を推進する環境を作る。町に関わる人たちが自らの知恵と力を育み、大熊町独自の文化を紡ぎ、一人一人が幸せに暮らしていける社会の構築に寄与するものである。

## 1-2. 計画の位置づけ・各種関連計画での位置づけ

### (1) 大熊町第二次復興計画改訂版（平成31年3月）<sup>1</sup>

#### ① 計画の概要、位置付け、目的など

当該計画では、大熊町土の復興・再生を実現するため、以下の4つの重点施策を設定した。改訂版においては、大川原地区復興拠点における新庁舎の開庁や、大川原地区・中屋敷地区や特定復興再生拠点区域の避難指示解除を見据え、町内での生活支援と、町外から担い手が集まるような環境づくりを計画の理念に加えた。

#### 【重点施策】

- ✓ 町民を取り巻く多様な環境に合わせた生活の支援
- ✓ 帰町開始に伴う行政拠点の再編
- ✓ 複数のコンパクトな拠点が融合した町土復興
- ✓ 「多様な主体」と「社会の中での学び」による次世代育成

表1-1. 大熊町第二次復興計画改訂版

#### 基本理念

##### ◆理念1 避難先及び大熊町内での安定した生活

被災後、町は町民の皆様が避難先で少しでも安定した生活を送ることができるよう生活支援策を実施してきました。計画改訂版では、平成31年（2019年）の一部避難指示解除を見据え、避難先での生活の変化に対応しながら支援を継続することに加え、町内でも安定した生活を送るために必要な施策を進めていきます。

##### ◆理念2 帰町を選択できるとともに、町外からも人が来なくなる環境づくり

大熊町内へ帰町できる環境を実現するためには、日常生活に必要な施設整備を進めるとともに、商業施設・飲食店・福祉施設などの運営を担う人材や町での生業を再生させていく人材も必要となります。

一方、長期にわたり避難先での生活を余儀なくされてきた町民の皆様にとっては、避難先での生活基盤の構築などから、すぐに帰町することが困難な状況が想定されます。

新たな大熊の未来を作っていくために、町外からの移住者や、企業従事者、町内に居住はしないものの町とは関わっていきたいと考える方々の「知恵と力」を活用することも大切となることから、帰町を選択できる環境を整えるとともに「町外の人にも来なくなる環境」の実現も目指していきます。

#### ② 複合施設に関連のある内容

当該計画において、大熊町内で取り組むプロジェクトとして、(1)安心・安全の環境づくり、(2)町内での日常生活を送るための環境づくり、(3)町内での新たなコミュニティ形成、(4)関係人口・交流人口を増やすための取り組みの4点を挙げた。上記(1)では、原子力災害を経験し、得た教訓を活かした災害対策に取り組むことを重要と捉えており、震災を含めた町

<sup>1</sup> <https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/fukkou/10695.html>

の歩みから学ぶことができる。また、複合施設が図書館・公民館機能の能力を発揮することで、上記(2)に寄与することができる。今後、上記(3)及び(4)に対しても、複合施設を整備することで、その役割を担うことができる。

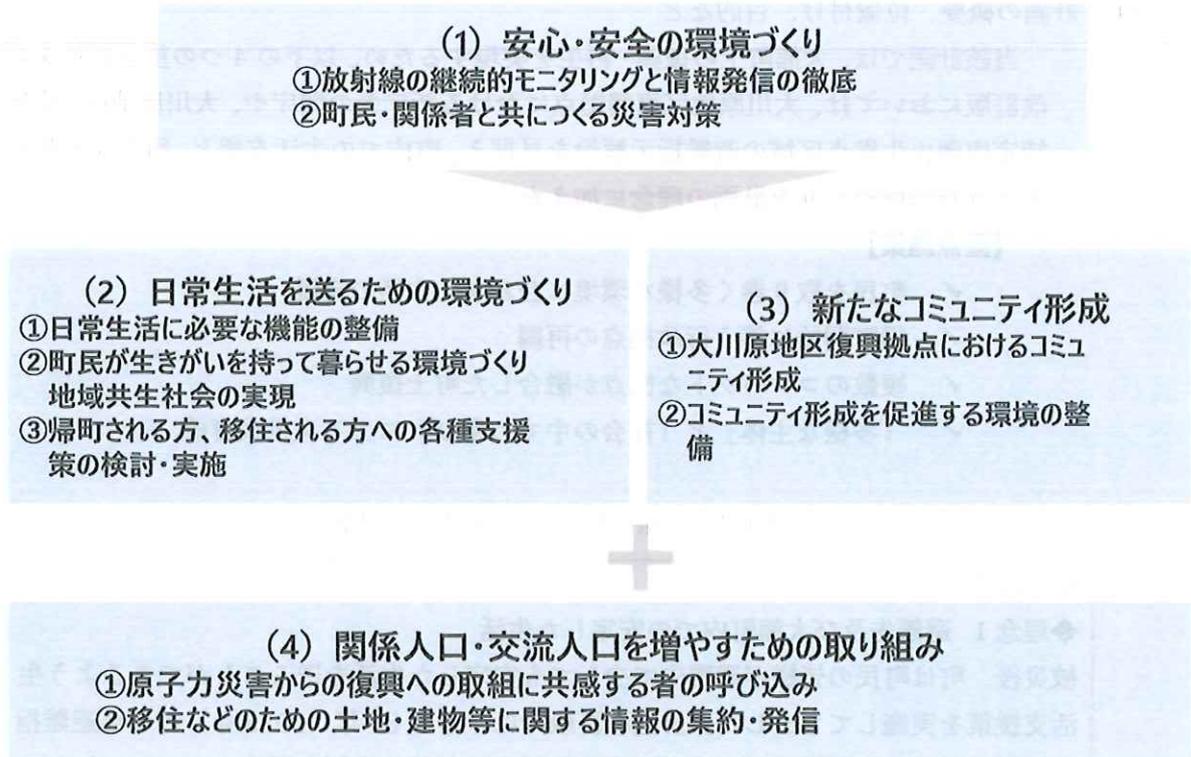


図1-1. 大熊町内で取り組むプロジェクト

参考：大熊町第二次復興計画改訂版

## (2) 大熊町第二期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略（令和2年3月）<sup>2</sup>

### ① 大熊町第二期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの概要、位置付け、目的など

大熊町人口ビジョンは、「大熊町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するに当たって、当町における人口の現状分析を行い、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すものであり、平成28年3月に第一期の大熊町人口ビジョンでは、大川原地区への3,000人の居住計画を第一の目標とした。

平成31年3月に策定された大熊町第二次復興計画改訂版では、令和9年（2027年）の人口目標を大川原周辺1,400人、大野駅周辺2,600人の計4,000人と設定し、令和2年3月に策定した大熊町第二期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、この内訳を帰還人口と移住人口の観点から算定。しかし、長期的な人口ビジョンの検討において困難な点も多い状況下であるため、当町としては、前回の人口ビジョン策定時の基本方針や方向性を踏襲し、引き続き町の復興に全力を尽くし、目標とするまちづくりを実現させることによって、町への帰還町民や新たな移住者を増やすことを基本方針としている。その上で、今後町として特に取り組むべき事業を「大熊町第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において整理を行った。

<sup>2</sup> <https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/fukkou/13913.html>

② 大熊町第二期まち・ひと・しごと 創生総合戦略の概要、位置付け、目的など

平成27年度に大熊町は、第二次復興計画をベースとして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、総合戦略の実行と、PDCA管理体制の構築を通じて、復興・まちづくりを推進してきた。その後、第二次復興計画の策定から5年が経過し、大熊町民を取り巻く環境が大きく変化し、様々な人がいることを前提に、平成31年3月に第二次復興計画を改訂。大熊町第二期まち・ひと・しごと 創生総合戦略はこの内容を踏襲する形で策定した。

大熊町は、本戦略の実行とPDCA管理体制に基づき、事業の効果や進捗状況の検証を進め、引き続き、町民の暮らしと、町土・双葉郡全体の復興を牽引していくことを目指している。

(3) 大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画（平成29年10月）<sup>3</sup>

① 大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要、位置付け、目的など

大川原地区及び先行的に除染が進められている下野上地区の2つの拠点を繋げると共に、常磐自動車道の（仮称）大熊IC、JR常磐線及び大野駅、国道6号線等を結び、町外とのアクセスを確保。これにより、生活環境を再構築し、町民が帰還できる環境を整備し、町外から町への定住者を呼び込み、大熊町の復興・再生を目指している。

当該計画において、大熊町土の復興・再生を実現するため、以下の目標のもと、避難指示の解除による住民の帰還・住居の開始を目指すとともに、町外からの住民（廃炉事業者等）を受け入れる環境を整備することを目標とした。

- ✓ 生活・社会インフラの復旧・復興及び住環境の整備
- ✓ 企業・研究機関等の誘致及び地元企業の再開
- ✓ 町民のコミュニティ創生及び町外流入者と交流促進
- ✓ 水稲・花卉等の実証栽培及び営農再開に向けた取組

平成29年11月に認定された「特定復興再生拠点区域復興再生計画」により定めた、特定復興再生拠点区域全域が令和4年6月に避難指示解除された。

<sup>3</sup> <https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/fukkou/4381.html>

大熊町 特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要



大熊町では、「改正・福島復興再生特別措置法（平成29年6月19日施行）」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、特定復興再生拠点区域（約600ha）を定め、区域内の施設及びインフラ復旧・整備を一括的に進めることにより、概ね5年後までに当該区域の避難指示解除を目指します。

■計画の概要

計画の期間	平成34年9月まで
避難指示解除による住居の帰還及び施設開始時期の目標	平成34年春頃まで ただし、JR大熊駅、JR大熊駅周辺の一部と特定復興再生拠点区域の大川原にアクセスする道路等については平成31年春頃まで
居住人口等の目標 (避難指示解除から5年後の目標・平成30年)	約2,000人

■計画の目標

大熊町士の復興・再生を実現するため、以下の目標のもと、概ね5年程度での避難指示の解除による住民の帰還・住居の開始を目指すとともに、町外からの住民（若い専業主婦等）を受け入れる環境を整備する。

- ▶ 生活・社会インフラの復旧・復興及び住環境の整備
- ▶ 企画・研究機関等の誘致及び地元企業の再興
- ▶ 町民のコミュニティ創生及び町外流入者との交流促進
- ▶ 水稲・花卉等の栽培施設及び畜産施設に向けた取組

■主な事業の整備目標

**【平成30年度（2018年度）】**

- 復興自動車道（仮称）大熊IC建設
- 大熊町庁舎竣工（大川原地区）

**【平成31年度（2019年度）】**

- JR大熊駅高架化、大熊駅周辺の一部等の先行エリアの避難指示解除
- 復興拠点（大川原地区）完成

**平成34年春頃までに帰還困難区域の一部解除、住民の帰還開始を目指す**

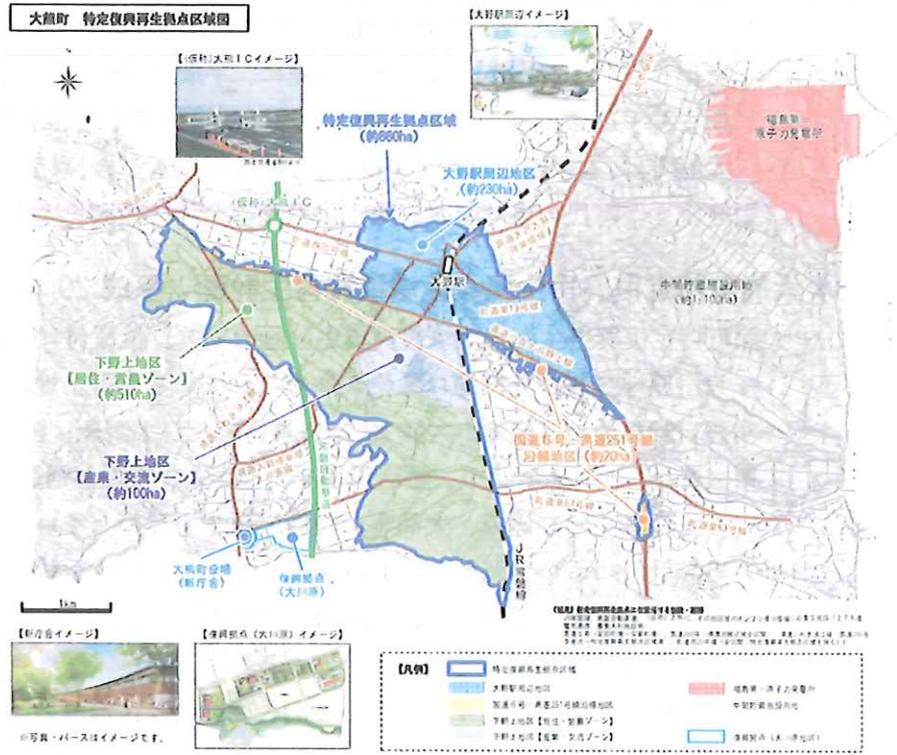


図1-2. 特定復興再生拠点区域復興再生計画

(4) 大熊町教育大綱（令和2年6月改訂）<sup>4</sup>

① 大熊町教育大綱の概要、位置付け、目的など

大熊町教育大綱（以下、「当該大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3を策定の根拠、国の教育振興基本計画を参考とし、大熊町第二次復興計画改訂版を踏まえて改訂した。当該大綱では、令和4年の特定復興再生拠点区域復興計画に基づく区域内避難指示解除、令和5年春の大川原での幼小中一貫の教育施設建設、幼小中一貫の教育の実現を目指し、3つの基本目標を整理している。また、基本目標における具体的な方策も記載しており、対象期間は令和2年度から6年度までの5年間の中期的なものとしている。

大綱に基づく施策は、PDCAサイクルに基づく点検や評価を行い、社会情勢、制度改革、教育課題及び大熊町の復興の進捗状況などを見極めながら、大熊町総合教育会議で協議・調整の上、対象期間の途中でも必要な見直しを行う。また、対象期間の延長についても柔軟に考えることとしている。大綱の基本理念は「温故創新：大熊の歴史・伝統・文化・自然を大切にし、ふるさとに誇りを持ち、21世紀のみならず22世紀をリードする大熊の子を育てる教育を創造していくこと」であり、先人に学び、新しい文化を紡ぐことを教育活動の基盤としている。また、当該大綱において、地域・家庭の教育力の向上、スポーツ推進による健康寿命の延伸及び歴史・伝統文化の保護と継承など、社会教育における基本目標（基本目標2）を整理している。

<sup>4</sup> <https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/kyoikusoumu/15487.html>

## ② 複合施設に関連のある内容

基本目標2に向けた具体的な方策として、「親子や家庭での読書活動を通して、感性を高めるとともに知恵を深め、豊かな人生を形成していける町民の育成」「地域学校協働本部事業の充実に努め、学校・家庭・地域の資源（人材・施設）を活用した「ふるさと教育」を進めるとともに、学校、町民が双方向に貢献できる環境を整備し、多様な学習ニーズに対応した援助・支援」「大熊のDNAを残し、新しい文化を紡ぐために、歴史（震災遺構も含む）や伝統文化（芸能）、産業、自然等についての理解を深めて継承・発展させる取り組みの充実に努めるとともに、町内にある歴史的・文化的な価値ある古民家再生活用を進める」ことを示しており、大熊町のもつ歴史や文化への理解を深め、地域資源を活用し、町民の豊かな人生形成を支える学びの環境を整備することとしている。

表1-2. 大熊町教育大綱 基本目標

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 極小規模校を強みととらえ、その強みを生かし、多様性、個別に最適化された学びを進め、幅広い知識・教養、柔軟な思考力、自ら新しい価値を創造する（基本目標1）</li> <li>▶ 能力等を育てること読書活動や体験的な学びを提供するとともに、生涯を通じたスポーツの振興を図ることで、社会の中でその成果を活かすことができ、地域の歴史・伝統・文化を育み、継承できる人づくりを進めること（基本目標2）</li> <li>▶ 幼稚園・小学校・中学校が一貫し地域コミュニティの核としての役割も踏まえた最先端の教育施設（脱炭素社会、スマートシティを見据えたスマートスクール）を大川原に建設し、地域が学校を応援・学校が地域に貢献（シビックプライド）を進める。また、大熊町でしか受けられない魅力ある教育を方針し、幅広い知識・教養と柔軟な思考力や自ら新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力等を育成する（基本目標3）</li> </ul> |
|--|

## 第2章 前提条件の整理

### 2-1. 大熊町の概況

#### (1) 東日本大震災と福島第一原発事故の被災からの復興

表2-1. 東日本大震災・福島第一原発被災からの復興

年月	項目
平成23年3月11日	東日本大震災及び福島第一原発事故発生
平成23年3月12日	原発事故による全町避難開始
平成23年4月5日	大熊町役場会津若松出張所を開設
平成23年4月	避難先の会津若松市にて幼稚園、小学校、中学校を開校
平成23年4月22日	警戒区域設定（福島第一原発から半径20km圏内）。町全域が区域に含まれる
平成24年9月21日	第一次大熊町復興計画策定
平成24年12月10日	警戒区域解除、避難指示区域を避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域に再編
平成26年3月31日	大熊町復興まちづくりビジョン公表
平成26年8月30日	福島県が中間貯蔵施設の受け入れを表明
平成26年12月16日	大熊町が中間貯蔵施設の受け入れを表明
平成27年3月18日	大熊町第二次復興計画策定
平成31年4月10日	居住制限区域（大川原地区）・避難指示解除準備区域（中屋敷地区）の避難指示解除
令和2年3月5日	大野駅周辺の避難指示解除及び野上・下野上地区（帰還困難区域）の一部立入規制緩和
令和2年3月14日	JR常磐線が全線再開、大野駅利用再開
令和2年3月31日	大熊町第二期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を策定
令和3年3月8日	下野上・熊地区（帰還困難区域）の一部で立入規制緩和
令和4年6月30日	特定復興再生拠点区域の避難指示解除
令和4年4月	義務教育学校「学び舎 ゆめの森」開校
令和5年4月	大熊町内での保育、幼児教育及び学校教育の再開

#### (2) 人口

##### ① 現在の人口

9,981人（令和5年2月1日現在）

県内：7,717人、県外：2,264人、県内のうち大熊町町内居住者数：415人

昭和40年以降は増加傾向にあり、平成8年まで約30年の間に7,621人から10,656人に急増した。平成23年3月11日の人口は11,505人であり、世帯数は4,235世帯であった。

## ② 県内外の居住状況

表2-2. 県外・県内居住状況の推移表（大熊町に住民登録がある方）

○都道府県別（上位5位まで）		各年の6月1日の数値（単位：人）									（単位：%）
No.	居住先県名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	全町民の割合
1	福島県	8,246	8,274	8,218	8,122	8,002	7,910	7,844	7,885	7,836	76.88
2	茨城県	374	388	440	461	483	492	479	475	469	4.60
3	埼玉県	392	403	404	398	393	373	357	356	351	3.44
4	東京都	352	319	292	278	265	253	256	254	247	2.42
5	千葉県	249	226	241	243	258	256	260	253	244	2.39
	総計	10,943	10,881	10,794	10,693	10,586	10,447	10,326	10,301	10,193	-
○県内市町村別（上位15位まで）		各年の6/1の数値（単位：人）									（単位：%）
No.	避難先市町村	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	県内居住者の割合
1	いわき市	3,772	4,130	4,371	4,583	4,639	4,666	4,672	4,618	4,566	60.86
2	郡山市	882	916	986	1,050	1,064	1,074	1,083	1,077	1,041	13.87
3	会津若松市	2,454	2,068	1,685	1,239	1,002	837	723	624	581	7.74
4	南相馬市	180	207	222	246	255	261	276	272	271	3.61
5	福島市	230	227	229	224	218	207	203	200	199	2.65
6	相馬市	84	87	93	95	102	105	99	99	101	1.35
7	須賀川市	54	70	80	89	97	96	95	98	98	1.31
8	三春町	24	22	41	45	53	65	64	60	59	0.79
9	白河市	56	69	73	76	75	70	63	63	58	0.77
10	広野町	13	28	27	51	46	66	67	63	55	0.73
11	田村市	71	63	61	59	61	65	61	56	53	0.71
12	本宮市	27	34	32	34	35	39	45	45	45	0.60
13	大玉村	25	26	23	23	32	33	42	40	42	0.56
14	檜葉町	-	-	-	-	13	25	28	34	41	0.55
15	喜多方市	108	81	60	50	46	42	40	43	40	0.53
※県外及び県内順位は、令和3年3月1日の人数を基準に並べた。なお、福島県内市町村の総数に町内分は含まれない											
	浜通り地方居住者数	4,061	4,465	4,735	5,007	5,093	5,173	5,208	5,152	5,100	67.97
	中通り地方居住者数	1,563	1,594	1,694	1,760	1,793	1,791	1,791	1,776	1,732	23.08
	会津地方居住者数	2,622	2,215	1,789	1,355	1,116	946	820	722	671	8.94
	応急仮設住宅入居者数	2,548	1,887	1,347	873	469	178	74	23	0	0.00
	復興公営住宅入居者数	-	-	-	-	521	760	842	825	823	10.97
	町内居住者数	-	-	-	-	-	-	25	235	333	4.44

※浜・中・会津地方の人数及び仮設住宅入居者数は、県内居住者数（町内居住者数を含む）に占める割合とした。

※町内居住者については、①避難先の住所を解除区域に移した方、②帰還困難区域の住所を解除区域に移した方、③解除区域内で住所を移した方、④他市町村から転入した方が含まれる。

## ③ 園児・児童・生徒等の就学状況（R4.4.6時点）

表2-3. 就学状況

	令和4年度就学者総数	町立校在籍者数	町立校以外（県内）	町立校以外（県外）
幼稚園	251	2	196	53
小学校	567	5	423	139
中学校	312	2	224	86

## ④ 帰還及び人口状況の外観

令和5年2月時点では、帰還率は人口の約4%に留まり、避難先での生活を続ける町民が高

い割合を占める。また、統計上では現れないものの、廃炉作業の従事者等住民票を移さずに町内に居住する住人もおり、町総務課が毎月集計している同月時点の町内居住推計人口は 954 人。町内と域外の二拠点居住者や帰還を望むも様々事情で実現できない町民などもおり、多様化する町民生活の在り方を捉え、複合施設ではより多くの人々が使うことができる機能やサービス及び提供方法を検討する。

### (3) 町内の社会インフラ

大熊町の生活圏は、商業施設「おおくまーと」や交流施設「link 大熊」などが所在する大川原地区、大野駅周辺を中心とした下野上地区（本構想では「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業」の対象地区を指す）に分かれる。

#### ① 住宅

表2-4. 町内の住宅整備状況

住宅名	地区名	戸数	入居開始日
復興公営住宅	大川原地区	50 戸	令和元年 6 月
再生賃貸住宅	大川原地区	40 戸	令和元年 10 月
復興公営住宅第二期	大川原地区	42 戸	令和 2 年 5 月
再生賃貸住宅第二期（子育て支援住宅）	大川原地区	8 戸	令和 5 年 4 月予定
東京電力新大熊单身寮	大川原地区	750 戸	平成 28 年 7 月
再生賃貸住宅	下野上地区	約 50 戸	令和 6 年 4 月予定

#### ② 教育施設

義務教育学校が令和 5 年度より会津若松市から大熊町内に移転、認定こども園の機能を加え、震災後 12 年ぶりに大熊町内での教育が再開されることとなる。大川原地区に建設される新校舎は令和 5 年度 2 学期より供用開始。校舎等の一般開放により、地域に開かれた学校教育を目指す方針で、特に学校図書室や体育館等について、複合施設と機能を互いに補完し、充実させるための連携が必要となる。

新校舎は開放的な「図書ひろば」を中心とした設計が特徴。学校図書室にあたる図書ひろばは、子ども達のニーズに合わせ児童書を中心に最大収蔵 5 万冊となる見込み。図書的一般貸出は現在のところ想定されていないが、学び舎の業務時間帯は図書ひろばを一般開放することを検討している。

また体育館は子ども達の使用がない平日夜間及び土日祝日は地域に開放することが計画されている。

終業後及び一部週末の学童保育も実施し、預かり保育と合わせ、放課後等の子どもの居場所としての役割も担う。

#### (ア) 義務教育学校「学び舎 ゆめの森」(会津若松市)：令和 4 年度開校

避難先の会津若松市で教育を継続していた町立の「熊町小学校」「大野小学校」「大熊中学校」が令和 3 年度で閉校し、令和 4 年度から同市内で町立の義務教育学校として開校。

(イ) 認定こども園（預かり保育）・義務教育学校・学童保育が一体となった教育施設「学び舎 ゆめの森」（大川原地区）：令和5年度～

③ 医療、福祉施設

(ア) 大熊町診療所（大川原地区）：令和3年2月開設

(イ) 認知症高齢者グループホーム「もみの木苑」（大川原地区）：令和2年4月開設

(ウ) 県立大野病院、医療法人博文会双葉病院は休止中

県立大野病院については（4）にて後述。

④ 産業、交流施設

(ア) link 大熊（交流施設・大川原地区）：令和3年10月開所

多目的ホール（200人収容）、調理室、音楽スタジオ、ジム、研修室1（28名収容）、研修室2（12名収容）、図書コーナー（貸出不可）、キッズコーナー等を有している。

(イ) ほっと大熊（宿泊温浴施設・大川原地区）：令和3年10月開所

大浴場（日帰り入浴対応）、休憩所、和室（12名収容）、その他宿泊者専用スペースを有している。

(ウ) 大熊インキュベーションセンター（下野上地区）：令和4年7月開所

町立大野小学校を改築し、スタートアップ支援拠点として開設。貸事務所、シェアオフィス、コワーキングスペース、コミュニティスペース、大会議室（40名収容）、旧教室を生かした中会議室3部屋を有している

(エ) 産業交流施設（下野上地区／大野駅西口エリア）：令和6年度開所予定

貸事務所、多目的スペース、コワーキングスペース、情報発信スペース等を整備予定。

(オ) 大熊西工業団地（大川原地区）

工業地域で敷地面積は21.4ha。造成中で令和5年度一部供用予定。

(カ) 大熊中央産業拠点（下野上地区）

職住近接型産業団地で敷地面積は13.3ha。造成中で令和4年度一部供用開始。

⑤ 商業、観光施設

・おおくまーと（商業施設・大川原地区）：令和3年4月開所



図2-1. 町内施設の立地状況

#### (4) 町を取り巻く環境

##### ① 福島第一原発

東日本大震災により過酷な事故に至った福島第一原発では、中長期ロードマップに基づき廃炉作業が進められている。廃止措置完了までの期間は30～40年を要することが想定されており、東京電力をはじめ、国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、企業群や大学等の研究機関が連携し、福島第一原発の放射性物質によるリスクの継続的な低減と安全かつ着実な廃炉の遂行が求められている。

##### ② 中間貯蔵施設

福島第一原発事故に伴う除染で生じた放射性物質を含む除去土壌除染廃棄物等を、最終処分するまでの間、30年間にわたり集中的に管理・保管する施設として、国が整備した。福島第一原発を包囲する形で、面積は双葉町と併せて約16haが施設整備の対象となっている。平成26年8月に福島県が、平成26年12月に大熊町が施設の建設受入を了承した。平成27年3月、施設への廃棄物搬入開始。

##### ③ 福島イノベーション・コースト構想

東日本大震災及び福島第一原発事故で被災した本県浜通り地域の産業回復を目的に、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。大熊町も対象地域に含まれる。①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙の6つを重点分野と位置づけている。そのうち①廃炉分野において、日本原子力研究開発機構(JAEA)の大熊分析・研究センターが整備され、令和4年10月に分析作業を開始している。

##### ④ 福島国際研究教育機構

福島復興再生特別措置法に基づき、国が設立した。「創造的復興の中核拠点」となることを目指し、主な研究開発分野として①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信を謳う。令和4年9月、機構の立地場所が福島県浪江町に決定された。研究開発機能、産業化機能、人材育成機能、司令塔機能を有することから多くの研究者が所属することが見込まれる。

##### ⑤ 県立病院の設置

東日本大震災により休止している県立大野病院の後継施設が大熊町内に設置されることが決定した。双葉地域の中核的病院としての機能を有する医療機関として、診療科目のほか、町内の具体的な設置場所、開設時期を含めた検討が県主導で進められている。

## 2-2. 既存施設の現状と課題

### (1) 震災前の職員体制

東日本大震災前の当町の社会教育事業は町教育委員会生涯学習課が所管し、社会教育施設として、大熊町図書館及び大熊町民俗伝承館、大熊町公民館、大熊町文化センターを管理していた。生涯学習課長以下課員計13人(臨時職員含む)は文化センターで執務し、社会教育事業を実施。公民館には臨時職員1人を配置していた。図書館及び民俗伝承館には非常勤の図書館長以下職員計9人(同)が勤務。ただし、民俗伝承館の館長は生涯学習課長が兼務し、学芸

員1人も文化センターにて勤務していた。

表2-5. 震災前の社会教育に関わる職員体制

施設	役職	人数	備考
大熊町文化センター	生涯学習課長	1名	
	職員	11名	社会教育主事1名、学芸員1名、非常勤含む
大熊町公民館	職員	1名	臨時職員
	館長	1名	非常勤
大熊町図書館	職員	8名	司書5名（うち正職員2名、臨時職員3名） ほか正職員3名
	館長	1名	生涯学習課長が兼務
民俗伝承館	職員	(1名)	学芸員（文化センターの者と同一）

## (2) 大熊町図書館

### ① 概要

既存図書館は、町の中心として栄えた大野駅近くに位置している。

表2-6. 大熊町図書館 施設概要

開館	平成8年12月6日
所在地	福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野669-3
併設施設	民俗伝承館
構造	鉄筋コンクリート造2階建て
延床面積	1,796.83 m <sup>2</sup>
1階	1,416.80 m <sup>2</sup>
2階	335.03 m <sup>2</sup>
PH階	45.00 m <sup>2</sup>
建築面積	1,474.95 m <sup>2</sup>
閲覧スペース座席数	77席
学習室座席数	32席

表2-7. 大熊町図書館沿革（抜粋）

年月	項目
平成7年9月28日	大熊町図書館・民俗伝承館工事着工
平成8年3月26日	大熊町図書館・民俗伝承館条例制定
平成8年8月13日	大熊町図書館・民俗伝承館完成
平成8年11月15日	大熊町図書館協議会・民俗伝承館協議会の運営に関する規則制定
平成8年12月6日	大熊町図書館・民俗伝承館開館 (公民館図書1万冊 新規購入3万3千冊 計4万3千冊)
平成9年4月	移動図書館（ひまわり号）の開設
平成9年5月	図書館だより第1号の発行
平成9年12月	開館1周年記念行事（手作り絵本展、本のベストテン展）
平成15年1月～3月	田島町職員研修生受け入れ
平成15年4月1日	「大熊町読書指導研究会」発足
平成15年7月	大野小学校へ移動図書館者（ひまわり号）の運行開始
平成16年9月	「大熊町子ども読書活動推進計画」の策定
平成18年12月6日	図書館・民俗伝承館開館10周年記念
平成19年3月	図書館・民俗伝承館開館10周年記念要覧の発刊

## ② 利用について

図書館の開館時間は午前10時から午後7時まで（土・日曜日は午後6時まで）であり、月曜日・第3日曜日、祝日及び年末年始（12月28日～12月31日、1月2日～1月3日）と館内整理日（毎月の末日）、図書特別整理期間（4月上旬から中旬の間で10日間）を休館日としていた。

貸出冊数は利用カード1枚につき、図書7冊と視聴覚資料3点までで、図書の貸出期間は2週間、視聴覚資料の貸出期間は7日。図書については、予約本を除き、1回に限り2週間延長でき、延長の受付は電話でも可能。ただし、視聴覚資料については、延長できない。

表2-8. 大熊町図書館の利用案内

開館時間	午前10時から午後7時まで（土・日曜日は午後6時まで）
休館日	月曜日、第3日曜日、祝日、年末年始、館内整理日、図書特別整理期間
貸出冊数	1人（1カード）当たり図書7冊及び視聴覚資料3点まで。
期間	図書は2週間、視聴覚資料は7日。ただし、図書は延長可能（予約本を除く）
利用者登録できる方	双葉郡内に在住及び町内に在勤在学の方

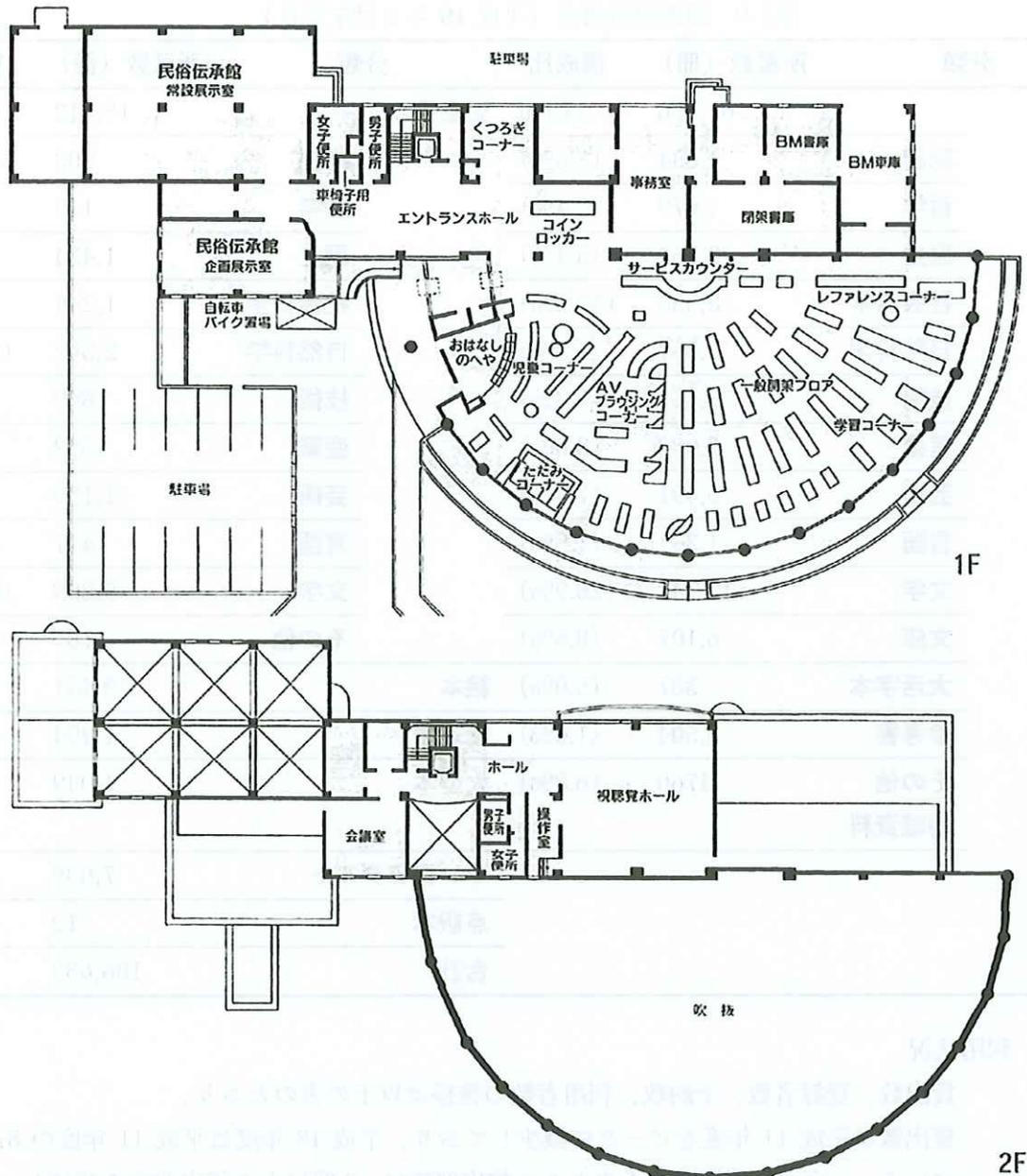


図2-2. 大熊町図書館 フロアマップ

③ 蔵書数

平成 19 年 2 月末現在の図書館の蔵書構成は、図書資料 106,633 点、雑誌 7,489 点、視聴覚資料 5,284 点の合計 119,406 点。図書資料のうち、一般書は 65.4% (69,766 点) で児童書は 17.0% (18,112 点) を占める。一般書では、文学が 65.4% (18,741 点) と一番割合が多く、次いで社会科学、技術の分野を多く所蔵している。児童書の内訳は文学が 50.8% (9,451 点) と一番割合が多く、次いで自然科学、歴史の分野を多く所蔵している。視聴覚資料は CD・VT を重点的に収集している。雑誌は 137 誌、新聞は 16 紙を購入している。

表2-9. 図書館蔵書数（平成19年2月末現在）

分類	所蔵数（冊）	構成比	分類	所蔵数（冊）	構成比
一般	69,766	65.4%	児童書	18,112	17.0%
総記	1,834	(2.6%)	総記	503	(2.8%)
哲学	1,679	(2.4%)	哲学	119	(0.7%)
歴史	3,764	(5.4%)	歴史	1,434	(7.9%)
社会科学	8,535	(12.2%)	社会科学	1,241	(6.9%)
自然科学	5,087	(7.3%)	自然科学	2,542	(14.0%)
技術	6,463	(9.3%)	技術	849	(4.7%)
産業	2,083	(3.0%)	産業	552	(3.0%)
芸術	5,491	(7.9%)	芸術	1,139	(6.3%)
言語	1,331	(1.9%)	言語	417	(2.3%)
文学	18,741	(26.9%)	文学	9,209	(50.8%)
文庫	6,107	(8.8%)	その他	107	(0.6%)
大活字本	387	(5.0%)	絵本	9,451	8.9%
参考書	3,504	(1.0%)	紙芝居	1,204	1.1%
その他	4760	(6.8%)	大型本	1,049	1.0%
地域資料			ヤングアダルト	7,039	6.6%
			点訳本	12	0.0%
			合計	106,633	—

## ④ 利用状況

貸出数、登録者数、予約数、利用者数の推移は以下の表のとおり。

貸出数は平成11年度をピークに減少しており、平成18年度は平成11年度の87.8%となっている。一方で、利用者1人当たりの貸出冊数は、3冊以上の貸出冊数を維持している。レファレンス件数は、年間4,447件（平成20年度実績）となっている。

表2-10. 開館からの入館者数等の推移

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18※
開館日数	87	273	273	275	273	270	271	271	272	272	242
入館者数	27,085	73,180	85,573	89,093	105,884	79,379	81,978	87,992	81,728	71,729	68,962
利用者数	12,785	34,689	40,853	41,414	38,997	35,197	36,870	38,063	35,887	31,733	32,095
貸出冊数	34,717	97,259	126,042	127,525	121,678	111,718	121,843	131,991	127,899	110,762	110,602
貸出冊数(冊/日)	400	357	462	464	446	414	450	487	467	407	460
返却冊数	31,741	96,813	124,522	127,898	121,884	109,547	118,172	126,451	123,068	106,980	107,691
新規登録者数	2,734	1,795	1,546	1,310	1,230	1,053	1,088	987	729	985	591
登録者累計	15,519	17,314	18,860	20,170	21,400	22,453	23,541	24,528	25,257	26,242	26,833
貸出冊数/登録者	2.2	5.6	6.7	6.3	5.7	5.0	5.2	5.4	5.1	4.2	4.1
貸出冊数/利用者	2.7	2.8	3.1	3.1	3.1	3.2	3.3	3.5	3.6	3.5	3.4

※平成18年度は、2月末まで（11か月分）の実績に対して、11分の12をし、補正値を算出。

また、平成19年度までの年代別登録者数の構成率は、小学生以下が19.6%、中高生が14.2%と若年層が約4割を占めている。一方で、19歳から29歳の青年層が13.8%と比較的、利用が少ない傾向にある。

表2-11. 登録者総数（平成8年開館時～平成20年3月31日）

年齢	大熊町	富岡町	川内村	檜葉町	広野町	双葉町	浪江町	葛尾村	その他	合計	割合
0～6	314	22	1	10	0	20	17	0	0	384	5.3%
7～12	784	95	6	17	4	58	79	1	0	1,044	14.3%
13～15	362	54	6	15	2	35	36	3	0	513	7.0%
16～18	361	46	18	12	6	27	43	1	1	515	7.1%
19～22	231	56	14	25	4	37	56	1	3	427	5.9%
23～29	337	69	7	30	5	52	76	0	1	577	7.9%
30～39	633	186	6	45	13	126	142	0	5	1,156	15.8%
40～49	527	206	16	58	12	122	142	3	5	1,091	15.0%
50～59	458	133	21	32	12	105	139	1	7	908	12.4%
60～	430	86	10	17	8	52	77	0	2	682	9.3%
合計	4,437	953	105	261	66	634	807	10	24	7,297	—
前年度合計	4,076	887	93	236	57	573	734	9	24	6,689	—
前年比	361	66	12	25	9	61	73	1	0	608	—

※平成17年4月以降の更新を受けていない利用者は除いている。

#### ⑤ 各種イベントや催事の実施状況

##### (ア) 学校図書館・図書館ネットワーク

各図書館にある資料を学校の教育活動の中で有効に利用する。子どもたちの情報活用能力を育成する。図書館では学校図書館で収集できないような事業で活用できる、二次的資料の収集と提供を行う。

##### (イ) 「図書館だより」の発行

毎月1日に行事や新着資料のお知らせを掲載している。

##### (ウ) 読書指導研究会

平成15年4月1日に発足。幼稚園、小学校、中学校、図書館を構成員とし、年3～4回の会合を持ち、子どもたちの読書活動を一層推進するために2年間活動。

0歳児から幼稚園児・小学校児童・中学校生徒の発達段階に即した読書指導や幼・小・中の段階をなくす指導について、効果的なあり方や工夫について会員が議論を重ね、各幼稚園、小・中学校や図書館で実践。その結果、「本を手にする子どもたち」が増加した。

更に、各機関において、取り組みの成果を踏まえ、課題解決へと展開している。この間、図書館では、乳幼児の親への積極的な働きかけや図書館見学や移動図書館の運行などにより、読書への関心が子どもたちに高まるように支援した。その結果、図書館の利用が多くなっているものの、町民の生涯にわたっての読書促進という観点からは課題が残されている。

## (エ) おはなし会

図書館において、幼い時から本に親しんでもらうよう、開館以来行っている事業。毎回、季節や行事など様々なテーマを設定し、それを元に本を選択することで、より多くの本との出会いを提供している。

絵本以外にも紙芝居、大型絵本、パネルシアター、エプロンシアター、布芝居、また、指あそびや折り紙など、直接子どもたちと交流するよう努めている。

年に一度の正月おはなし会は、正月にちなんだ作品が選ばれ、その中で、福笑い、昔あそびの紹介なども実施している。また、12月はクリスマスおはなし会も実施している。

## (オ) 移動図書館車（ひまわり号）・移動図書室

移動図書館車（ひまわり号）は、当初、図書館から遠い熊町小学校のみの運行だったが、平成15年7月より大野小学校へのサービスも開始。

移動図書室は平成15年8月、児童館、保健センター、中央公民館に障がい者や高齢者、また施設を利用された方々へのサービスとして開設。身近に本と触れ合う機会を持ってもらうことが大きな目的であり、移動図書室には、児童書から一般書まで約1,800冊の図書が収蔵されている。

## (3) 民俗伝承館（大熊町図書館内）

## ① 概要

常設展示室において、明治期の民家「吉田家住宅」を移築展示。同時代の生活や農業・漁業・馬の飼育・養蚕業・林業等の道具、遺跡からの出土品の展示がされている。大熊町の民家のいりり端でくりひろげられる一家の様々なできごとを16箇所を組み込まれたスピーカーの音と光で再現し、臨場感あふれる空間となっている。

企画展示室においては、テーマに基づいた展示がされ、歴史コーナーは大熊町の先史時代の出土品展示や各種パネルでの遺跡紹介コーナーとなっている。

表2-12. 民俗伝承館（大熊町図書館内） 施設概要

開館	平成8年12月6日
所在地	福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野 669-3
併設施設	図書館
構造	鉄筋コンクリート造2階建て
延床面積	428.30 m <sup>2</sup>
1階	376.10 m <sup>2</sup>
2階	52.20 m <sup>2</sup>
展示 常設展示室	216.00 m <sup>2</sup>
内、吉田家住宅（主屋・納屋）	54.34 m <sup>2</sup>
展示 企画展示室	58.80 m <sup>2</sup>
収蔵 倉庫	72.00 m <sup>2</sup>
建築面積	376.10 m <sup>2</sup>

## ② 利用について

利用可能時間は大熊町図書館の開館時間に準じる。

## ③ 各種イベントや催事の実施状況

## (ア) いなぼつけ・伝統料理体験

平成11年3月より、民俗伝承館において小正月に地域に伝わる恒例の伝統行事として、小学生が参加して「稲穂付け」及びその終了後の「伝統料理体験」を開始。民俗伝承館協議会会員の指導を受けながら、稲穂付けの由来の説明を受けた後、実際に飾り付けた。

終了後の伝統料理体験では、小正月に家庭で食べる雑煮やにしめ、白和えなどを試食する。

## (4) 大熊町公民館

## ① 概要

下野上地区の旧大熊町役場に隣接。当町の社会教育施設で最も早く整備され、当初は館内に図書室や歴史資料の陳列棚も設置されていた。図書館及び民俗伝承館の整備により、それらの機能がなくなり、主に講座等での貸スペースとして利用されていた。

表2-13. 大熊町公民館 施設概要

開館	昭和46年
所在地	福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野600番地
構造	鉄筋コンクリート造2階建て
延床面積	約969㎡
施設	講義室(3部屋)、講堂、研修室(2部屋)、相談室、料理実習室、事務室など

## ② 主な事業

町教育委員会は平成22年度の公民館の重点事業として、①社会教育の推進、②芸術文化活動の推進、③町民の式典行事の3点を掲げていた。公民館と大熊町文化センターを拠点とし、具体的には下記表の事業内容を展開する。ほか、公民館報編集委員を町民に委嘱し、年に3回「公民館報おおくま」を発行している。

表2-14. 大熊町公民館の事業内容

重点事業	活動内容	活動詳細
社会教育の 推進	公民館教室講座の開催	14 教室講座
	青少年の学習活動の促進	小学生向けのリーダー育成教室の開催 青少年体験活動、ボランティア推進センターの充実 大熊町青少年健全育成町民会議の充実
	富岡町公民館主催の 教室講座との相互乗り入れ	大熊町公民館 6 教室 富岡町公民館 22 サークル
	高齢化社会対応講座	高齢者対象の講座「もみの木」を開催
芸術文化活動の 推進	地域の芸術文化活動の発表	大熊町文化展の開催後援 大熊町芸能発表会の後援
	芸術鑑賞事業の実施	ミュージカル、歌謡曲やクラシックのコンサートの開催
	舞台芸術鑑賞事業の実施	町のホールで実施できない演劇などを都市部で鑑賞
町民の式典行事	大熊町成人式の実施	

### (5) 大熊町文化センター（農村環境改善センター併設）

#### ① 概要

研修室や相談室などを備えた農村環境改善センターを増設する形で整備。約 500 人収容のホールを中心にスタジオやリハーサル室などを備え、生涯学習課の拠点として課長以下職員が常駐し、管理運営に携わった。

表2-15. 文化センター 施設概要

開館	平成 4 年 4 月
所在地	福島県双葉郡大熊町大字熊字新町 1 番地
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
延床面積	約 4,575 m <sup>2</sup>
文化センター部分	約 3,354 m <sup>2</sup>
農村環境改善センター部分	約 1,121 m <sup>2</sup>
施設	ホール（座席数 499）、リハーサル室、楽屋（3 部屋）、大道具庫、プレイルーム、スタジオなど。併設する農村環境改善センター機能として、生活改善実習室（調理場）、農業経営研修室、大研修室（最大収容 250 人）、営農相談室など
設備	ランドピアノ（2 台）、映写機等各種舞台装置、フットライト等各種照明設備、レコーダーやマイク等各種音響設備

#### ② 利用について

文化センターの使用時間は午前 9 時～午後 9 時。休館日は祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）と毎月第 3 土曜日、第 3 日曜日。ホールほか各諸室は申込により使用を受け、規程の使用料を徴収する。農村環境改善センター部分の諸室も同様。付属設備の貸出についても

使用料を徴収した。

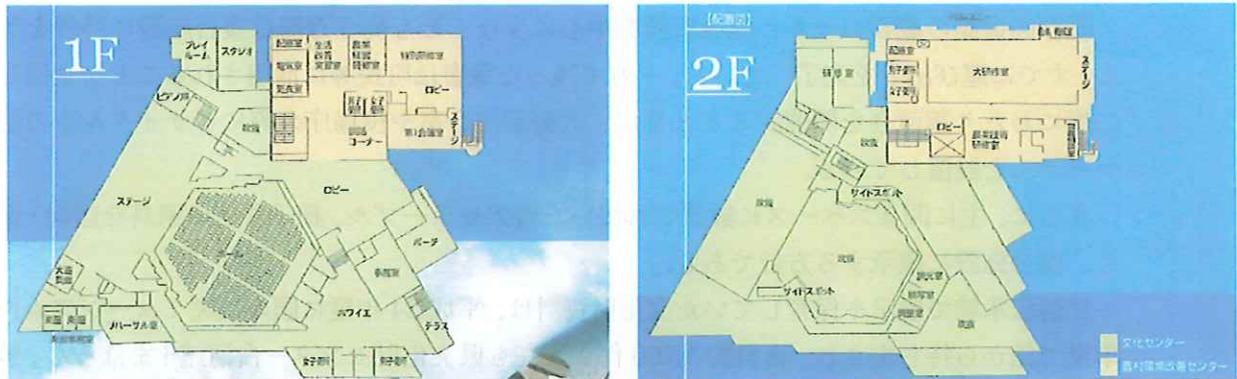


図2-3. 大熊町文化センター（農村環境改善センター併設）フロアマップ

### ③ 主な事業

重点目標や活動内容は公民館事業と一体で展開されたほか、姉妹都市であるオーストラリア・バサースト市との国際交流事業などを活発に実施し、センター内にはオーストラリアの資料等を展示する国際交流スペースも設けられていた。町内で活動する文化団体連合会加盟団体は50を超えており、それらの団体と連携した文化芸能活動の推進も実施していた。

## (6) 既存施設の現状

令和5年3月現在、大熊町図書館及び民俗伝承館、大熊町公民館、大熊町文化センターとも解体予定である。東日本大震災以降、帰還困難区域にあったこれらの施設は管理がされないまま、避難指示解除まで11年あまりが経過し、施設及び設備の経年劣化が進んだこと、また、震災前後で町の情勢が大きく変化し、現在の町に必要と考えられる社会教育のあり方に対し、既存施設の規模や諸室等が適合しないことなどが主な理由である。

大熊町図書館・民俗伝承館の解体方針に対しては、町民を発起人とする反対の署名活動が展開された。令和4年5月、署名とともに施設の存続を求める陳情書が町長に提出され、同年7月、発起人と町の間で意見交換の場が持たれた。

### ① 陳情書の内容と町の説明及び回答

願意は、図書館と民俗伝承館の建物を解体せずに存続させること。陳情書記載の願意の要点は、①震災遺構としての保全、②建物再利用の可能性、③吉田家住宅の保存（民俗伝承館常設展示古民家）、④読書の町おおくまの継承であった。

町は、①に対しては、図書館と民俗伝承館の建物は、当町や町民が直面した原子力災害の悲惨さ、現在も続く困難を体現する震災遺構には当たらないとの考えを示し、②に対しては、震災遺構として保全する方針がないことに加え、建物の利用用途がない一方で、「下野上地区一団地都市計画」に基づき、住宅整備のための敷地利用の計画が進んでいることを説明した。③については、移築再現可能な状態での保存、新施設での活用を検討することとし、④は複合施設での継承と発展を説明した。また、図書館や民俗伝承館そのものを残すことは難しいが、吉田家住宅を含め館内の家具や建物の部材等を複合施設で活用できないか検討を進める考えを示した。

## ② 図書館及び民俗伝承館内の資料等について

既存図書館の蔵書のうち、地域資料を中心に少なくとも約3万冊は複合施設に移管を予定し、すでに運び出しを完了している。一方で残った蔵書は町民等に活用されることを企図し、二度にわたり譲渡会を開催するとともに、大野駅待合室や役場庁舎等にリサイクル本の譲渡コーナーを設置している。

さらに、主に開架スペースに設置されていた書架やテーブル、椅子などの家具を修繕・保管し、複合施設に継承する方針である。

民俗伝承館で展示や保管していた文化財資料は、平成24年度に国の被災ミュージアム再興事業で館から持ち出され、資料約1,700件が現在も県文化財センター白河館「まほろん」敷地内に設置された仮保管施設にて保管されている。また、吉田家住宅は令和4年度に解体設計と解体工事事業を実施。部材は町内の施設にて保管し、第6章にて記載の通り、複合施設での活用を前提に検討を進めている。

## 2-3. 類似施設調査及びヒアリングによる比較と課題

## (1) 周辺地域の類似施設整備概況と課題

## ① 図書館

## (ア) 学びの森（富岡町）

表2-16. 学びの森 施設概要

開館	平成16年10月1日
所在地	福島県双葉郡富岡町本岡王塚622-1
併設施設	図書館、生涯学習会館、大ホール
構造	鉄筋コンクリート造2階建て
建築面積	1,474.95 m <sup>2</sup>
延床面積	1,796.95 m <sup>2</sup>
図書館面積	1,625.40 m <sup>2</sup>
蔵書数	図書：約10万冊、視聴覚資料：約5千点
開館日	火曜日～日曜日（10：00～18：00）
休館日	月曜日、国民の祝日（こどもの日、文化の日を除く）。ただし、月曜日が祝日のときは翌日。年末年始期間（12/29-1/3）館内整理日（月末日）、特別整理期間（年1回、10日以内）。
アクセス	JR富岡駅から徒歩30分、又は車で約5分、常盤富岡ICから車で約10分
整備期間	平成14年8月～平成16年7月
総工費	32.5億円

## ・ 強み・特色

## 1. 特殊文庫（猪狩文庫、井手文庫）

富岡ゆかりの人物から寄贈を受け、個人名を関したコレクションしている。

## 2. 原子力コーナー

原子力に関する資料を収集している。

## 3. 移動図書館

町内のみならず、富岡町または双葉郡内に住民票を有する方や、双葉郡内に通勤・通学している方の利用のため、福島県内に6のコースを設定し、月1回(4コース)、2か月に1回(2コース)の巡回を行っている。

## (イ) いわき総合図書館(いわき市)

表2-17. いわき総合図書館 施設概要

開館	平成19年10月25日
所在地	福島県いわき市平字田町120 駅前再開発ビル(ラトブ)4・5階
併設施設	ショッピングモール、業務オフィス
構造	鉄筋コンクリート造
図書館面積	8,602.25 m <sup>2</sup>
蔵書数	図書：約10万冊、視聴覚資料：約5千点
開館日	月曜日～土曜日(10:00～21:00) 日曜日、祝日、年末年始(10:00～18:00)
休館日	1月1日、図書館整理日(月の最終月曜日)、 特別整理期間(春期の連続した14日以内の期間)
アクセス	JRいわき駅から徒歩5分、いわき中央ICから車で約10分。 駐車場は386台(駅前再開発ビル駐車場を共有)

## ・強み・特徴

中心市街地の商業者、関連団体、いわき市行政などと有機的な連携を図りながら、また各施設を各領域における各施設として機能させながら、中心市街地全体を活かした豊かなライフスタイルづくりの支援。ターミナルや駐車場との一体化を背景に、幅広い世代、幅広い地域の市民の利用を促すことができている。

## (ウ) ふれあいセンターなみえ(図書コーナー)(浪江町)

表2-18. ふれあいセンターなみえ 施設概要

開館	令和4年6月18日
所在地	福島県双葉郡浪江町権現堂字矢沢町6-1
併設施設	グラウンド、介護福祉施設、アスレチック施設
構造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	13,400 m <sup>2</sup>
開館日	平日(09:00～21:00) 土曜日、日曜日、祝日(09:30～18:00)
休館日	年末年始

図書コーナー 開館日	施設に準ずる (09:30~18:00)
図書コーナー 休館日	月曜日及び第3日曜日、祝日、年末年始、図書整理日
アクセス	浪江駅から徒歩7分、駐車場:95台
総工費	約25億円

- ・ 強み・特色

健康関連施設として複数機能を集約しており、多世代の人々が集いやすいことから、大人も子どもと一緒に活動に取り組みやすく、また大人と子どもがそれぞれに自分の好きな時間の過ごし方で楽しむこともできる。加えて、本格的に体を動かす屋内スペースも専用で設けられており、天気によって左右されにくい時間の過ごし方の選択肢があることは子育て世代にとって魅力的な施設といえる。

### ③ 博物館

#### (ア) 東日本大震災・原子力災害伝承館 (双葉町)

表2-19. 東日本大震災・原子力災害伝承館 施設概要

開館	令和2年9月20日
所在地	福島県双葉郡双葉町大字中野字高田39
併設施設	グラウンド、介護福祉施設、アスレチック施設
構造	鉄筋コンクリート構造 (一部鉄骨造) 地上3階建て
延床面積	5,256 m <sup>2</sup> (1階:2,675 m <sup>2</sup> 、2階:2,358 m <sup>2</sup> 、3階:195 m <sup>2</sup> )
展示面積	●m <sup>2</sup>
収蔵面積	●m <sup>2</sup>
開館日	水曜日~月曜日 9:00~17:00 (16:30 最終入館)
休館日	火曜日、年末年始 (12月29日~1月3日)
アクセス	双葉駅から約2km 徒歩25分 (双葉駅発のシャトルバスが利用可能 (約5分))
駐車場	大型バス10台、普通車111台

- ・ 強み・特徴

福島県全体の東日本大震災及び原子力災害の被災状況を伝える施設。研究員を配置し、現在進行形である原発被災の現状について多様な専門分野からの研究及び情報発信を行っている。隣接する浪江町の震災遺構「請戸小学校」など近隣のフィールドと連携を取った伝承活動が可能である。

#### (イ) とみおかアーカイブ・ミュージアム (富岡町)

- ・ 概要

表2-20. とみおかアーカイブ・ミュージアム 施設概要

開館	令和3年7月11日
----	-----------

所在地	福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 760 番地の 1
延床面積	3,532 m <sup>2</sup>
展示面積	684 m <sup>2</sup>
収蔵面積	1,972 m <sup>2</sup>
開館日	火曜日～月曜日 9:00～17:00 (16:30 最終入館)
休館日	月曜日 (月曜が祝日の場合は火曜休館)・年末年始
アクセス	富岡駅・夜ノ森から車で約 5 分

・ 強み・特色

館内は、①体験や情報発信を中心としたタウンギャラリー、②地域の特徴や震災遺産と原発事故の経験・教訓を伝える常設・企画の二つの展示室、③約 5 万点にのぼる収蔵資料のメンテナンス・整理保管を行う収蔵庫、と大きく三つのエリアに分かれている。歴史的複合災害である震災と原子力災害の風化を防ぐとともに教訓を発信し、町の歴史・文化・地域性を知る手掛かりとなる資料の保全を行い、継承する役割を担っていくことを目的としている。

富岡町民の生活・地域資料を保存し、突然奪われた「当たり前」の日常」を展示することにより、町の歴史や人々の暮らしと併せて、自然災害や原発事故の経験を未来に継承する施設となっている。年間 1 万人の来館を目指して、かつて地元で営まれていた製塩体験や古文書解説などのワークショップも充実させる方針となっている。

継続的な資料整理と情報収集、企画展、講座、各種イベントを定期的に開催し、教育旅行等での活用、リピーターの獲得を図る。

収蔵資料は約 5 万点。主な展示品は、富岡町の成り立ちや今に続くまちづくり、地域資料と震災遺産の保全などであり、約 200 点を展示している。

④ 公民館

(ア) 学びの森 (富岡町)

表2-21. 学びの森の各室利用人数

施設名	上限人数	施設名	上限人数
大ホール	250	研 第 1 研修室	12
小ホール (多目的研修室)	38 (※机あり 32)	修 第 2 研修室	12
大会議室 (全室)	96	室 第 3 研修室	12
会 第 1 会議室	42	和室大広間 (全室)	27
議 第 2 会議室	27	さくら	9
室 第 3 会議室	27	つつじ	9
視聴覚室	26	けやき	9
		創作室	15

## (2) 図書館の設置及び運営に係る他自治体等との比較と課題

## ① 貸出密度上位の公共図書館の整備状況との比較

大熊町の登録人口を基準とし、旧図書館と貸出密度上位の公共図書館の整備状況を比較すると、延床面積、蔵書冊数においては全国の対象図書館とほぼ同程度の規模感となっている。延床面積に対してやや開架冊数が少ない傾向がみられるが、民俗伝承館が同施設内に整備されていたことから、開架書庫スペースが他の対象図書館と比較して狭小となっていた可能性がある。他方で、貸出点数はほかの対象図書館の平均を上回ることから、延床面積に依らず、蔵書数や充実した提供サービスにより本町の人口規模に求められている図書の利用ニーズを満たすことができていた施設設備であったと捉えることができる。

表2-22. 貸出密度上位の公共図書館の整備状況<sup>5</sup>

人口段階	～0.8万人	～1.0万人	～1.5万人	～2万人	～3万人	～4万人
1 図書館設置市町村数	154	45	110	110	146	136
2 対象市町村数	16	5	11	11	15	14
3 人口	5,369.1	9,197.4	12,965.3	17,832.2	25,098.7	34,485.6
4 図書館数	1	1.6	1.3	1	1.4	1.4
5 図書館専有延床面積(m <sup>2</sup> )	904.3	1,381.7	1,558.5	1,336.1	2,257.3	2,480.7
6 自動車図書館数(台)	0.5	0.4	0.3	0.2	0.3	0.4
7 専任職員数	1.3	2.2	2.1	1.4	2.8	3.9
8 うち司書	0.4	0.8	1.5	0.9	1.9	2.3
9 司書率	34.2	33.3	74	63.1	62.2	56.3
10 非常勤・臨時職員数	3.7	4.8	6.8	5.2	6.6	9.6
11 うち司書	1.6	2.4	4	2.9	4.6	7.6
12 委託・派遣職員数	1	1.4	0	2.3	4.5	2.1
13 うち司書	0.5	0.6	0	0.9	2.7	1.5
14 蔵書冊数	84,272.7	121,479.2	133,661	121,612.5	214,726	227,306.8
15 うち閉架冊数	58,984.9	81,734.6	79,442.8	70,555.6	122,349.7	134,107.4
16 図書年間購入冊数	2,599.1	3,853	4,193.4	4,595.3	6,316.3	6,771.9
17 雑誌年間購入冊数	60.8	92.2	101.5	82.9	173.2	118.5
18 新聞年間購入冊数	6.3	10	10.6	8.5	14.3	13.4
19 登録者数	9,191.6	9,587	14,528.9	18,263.8	22,449.5	35,631.4
20 貸出点数	76,896.1	102,552.8	140,147.6	178,589.7	277,597.1	390,957.1
21 人口当貸出点数	15	11.1	10.8	10.1	11	11.4
22 予約件数	3,116.4	3,367	5,832.9	3,703.3	13,940.2	23,980.5
23 図書館費(経常費・千円)	19,708.4	27,746.6	30,624.9	28,940.5	53,426.5	54,728.6
24 資料費(臨時含む)(千円)	5,974.9	8,424	8,797	11,364.3	14,726.5	15,648.7

<sup>5</sup> 引用：公益社団法人日本図書館協会『図書館雑誌』掲載統計その82「貸出密度上位の公立図書館整備状況・2019」について（2021年6月号 p366-367）

25	うち図書費	4,291.3	6,125	7,113.2	6,493.5	10,921.5	12,297
26	うち雑誌新聞費	877.8	1,274.6	1,305.3	1,196.7	2,206	1,914.7
27	うち視聴覚資料費	337.1	975.8	334.6	797.4	1,326.3	1,086.6
28	人口当資料費(円)	1,241.6	919.6	694.9	633.8	594.5	458.5

※各人口段階の貸出密度（住民一人当たりの貸出資料数）上位 10%の市町村の平均数値。政令指定都市、特別区は除く。

※数値は、『日本の図書館 - 統計と名簿 - 2018』による。

※各項目は以下を参照のこと。

1 図書館設置市町村数：2019年4月現在の図書館設置市町村数

2 対象市町村数：2019年度実績の貸出密度上位 10%の市町村数

3 人口：対象市町村の平均人口。2018年1月1日現在の住民基本台帳登録人口

4 図書館数：対象市町村における平均図書館数

5 延床面積：対象市町村の図書館延床面積合計の平均

6 自動車図書館数：所有市町村の平均台数

7 職員数：対象市町村図書館の正職員数の平均

8, 11, 13 うち司書：各職員の司書有資格者数の平均

10, 12 非常勤・臨時職員数, 委託・派遣職員数：対象市町村図書館の各職員数の平均。年間実働時間 1500 時間を 1 人に換算

15 うち開架冊数：対象市町村図書館の開架図書冊数の平均

16 図書年間購入冊数：対象市町村図書館が 2018 年度購入した図書冊数の平均

17 雑誌年間購入種数：対象市町村図書館が 2018 年度に購入した雑誌種数の平均

18 新聞年間購入種数：対象市町村が 2018 年度に購入した新聞種数の平均

19 登録者数：対象市町村図書館の 2019 年 3 月末日現在の貸出登録者数の平均

20 貸出点数：対象市町村図書館の 2018 年度の実績の平均

21 人口当貸出点数：対象市町村図書館の人口一人当たりの貸出点数（貸出密度）

22 予約件数：対象市町村図書館の 2018 年度の実績の平均

23 図書館費：対象市町村図書館の 2019 年度図書館費予算額（経常費）の平均

24 資料費：対象市町村図書館の 2019 年度資料費予算額（臨時費含む）の平均

28 人口当資料費：対象市町村図書館の人口一人当たりの資料費

表2-23. 図書館の望ましい基準<sup>6</sup>との比較

項目	人口 (人)	延床面積 (㎡)	蔵書冊数 (冊)	うち開架 (冊)	開架率	1㎡あたり 冊数(冊)	貸出点数	図書館数 (館)
大熊町図書館	10,197	1,797	124,327	65,001	52.3%	36	119,230	1.0
望ましい基準 (~1万人)	9,197	1,382	121,479	81,735	67.3%	59	102,553	1.6

<sup>6</sup> 望ましい基準の数値目標は公益社団法人日本図書館協会『図書館雑誌』掲載統計その 82「貸出密度上位の公立図書館整備状況・2018」（JLA 図書館調査事業委員会）による。

基準との差	1,000	415	2,848	▲16,734	▲15.0pt	▲23	16,677	▲0.6
-------	-------	-----	-------	---------	---------	-----	--------	------

※大熊町人口は令和4年12月時点の登録人数（外国人含む）

※大熊町の蔵書冊数（図書資料数）・貸出点数は平成20年実績

※開架冊数には移動図書を含まない。

## ② 同規模自治体図書館との比較

本町と同規模自治体（人口1万人前後）4市町村の図書館と比較した結果は下表のとおり。大熊町は、登録率が高く、1人当たりの貸出数の値が大きいことなどから、町民が読書に高い関心を持ち、図書館がそのニーズに応えていたことがうかがえる。

表2-24. 同規模自治体図書館との比較

都道府 県名	市町村名	総人口 (人)	延床 面積 (㎡)	蔵書 冊数 (冊)	1人当たり 蔵書冊数 (冊/人)	1㎡当たり 蔵書冊数 (冊/㎡)	登録者 数 (人)	登録率 (%)	貸出冊数 (冊)	1人当たり 貸出数 (冊/人)	予算額 図書館費 (千円)	1人当たり 図書館費予算 (千円)
福島県	大熊町	10,197	2,225.13	124,327	12	56	7,297	72	119,230	11.7	15374	1.51
北海道	美瑛町	10,747	1,098.90	69,646	6	63	6,321	59	83,586	7.8	5166	0.48
徳島県	海陽町	10,638	—	133,614	13	—	6,118	58	81,251	7.6	15150	1.42
千葉県	大多喜町	10,335	684.00	62,755	6	92	3,998	39	29,563	2.9	691	0.07
平均		10,479	1,336.01	97,586	9	73	5,934	57	78,408	7.5	9095	0.87

※一部データの存在しないものは「—」の記載としている。

町民は震災前より他自治体に比べても本の貸し出しサービスを積極的に利用してきた傾向があり、図書館がその礎となって町民の読書の機会を支えてきた。町民にとっては蔵書数・サービスともに震災前の大熊町図書館で提供されてきたものが豊かな読書生活の基準であったと捉えることができる。

## ③ 今後の検討における課題

住民基本台帳上の人口は約1万人となっているものの、多くは避難先で生活を続けており、町内の推定居住人口は1,000人弱にとどまっている。避難指示区域が段階的に解除されている現状では、町を取り巻く環境が常に変容し、将来の人口の見通しを立てるのが困難である。一方で、震災後に視察やビジネス、研究、インターン等で本町に関わる域外からの人口は増えており、大熊町に関わる人やその関わり方は多様化している。この背景を踏まえ、旧町立図書館で提供してきた貸出等のサービスの品質を落とすことなく、その生活の場や属性に寄らず、より多くの人々が使いやすい複合施設の規模・機能・設備・サービスの提供が求められる。

## (3) 他地域先進事例との比較と課題

後述のとおり、複合施設の建設予定地が大野駅西口であることから、鉄道駅の直近に近年新設された社会教育施設を視察した。

### ① 那須塩原市図書館みるる

#### (ア) 概要

那須塩原市図書館みるるは、行政窓口や学習スペースなどの機能を有する図書館である。

「おしゃべり」、「飲食」、「館内写真撮影可能」を主な特色としている。また、言葉の彫刻による本の世界への導入、レイアウトの基本ルール設定による統一感の維持、「面出し」の運用、小さな企画展示などの強みがある。

表2-25. 那須塩原市図書館みるる 施設概要

開館	令和2年9月1日
所在地	栃木県那須塩原市本町1番1号
構造	鉄骨造2階建て
延床面積	4,654.10 m <sup>2</sup> (1階: 2,443.11 m <sup>2</sup> 、2階: 2,210.99 m <sup>2</sup> )
収蔵可能冊数	20万冊 (開架約10万冊、閉架約10万冊)
蔵書数	約16万冊
開館日	火曜日～金曜日 10:00～21:00 土曜日、日曜日、祝日 10:00～21:00
休館日	月曜日、特別整理期間、年末年始 (12月29日～1月3日)
アクセス	JR黒磯駅から徒歩1分
整備期間	平成29年12月～令和2年3月
総工費	24億円

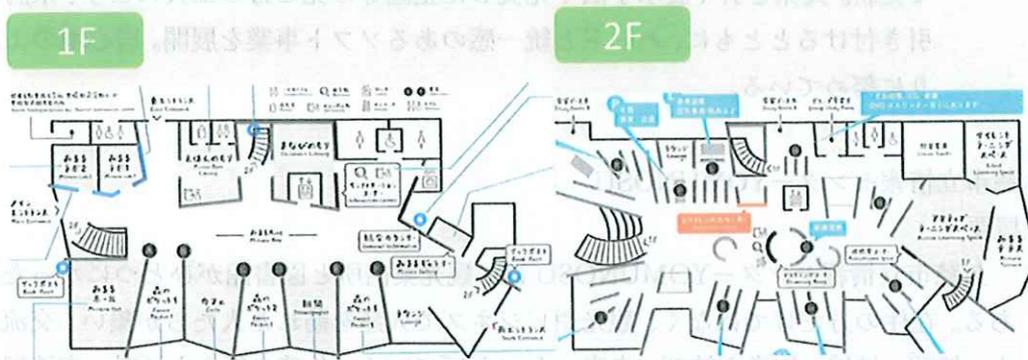


図2-4. 那須塩原市図書館みるるフロアマップ

## (イ) 特色・強み



図2-5. 那須塩原市図書館みるるの内部

- 好立地と空間設計による多様な利用者の取り込む
  - 子ども連れの親御さんから高校生、高齢者まで幅広い層が使えるつくりとなっており、椅子や机の位置、高さも様々で、多様な過ごし方をかなえる。
- リピートを促す豊富な企画と展示の仕掛け
  - 館内あらゆる箇所に企画展示が盛り込まれており、早いものでは週1回程度の頻度で更新。興味を引く展示手法や充実した企画等の見せ方の工夫により、来訪者の関心を引き付けるとともに、ハードと統一感のあるソフト事業を展開。居心地のよい空間づくりに努めている。

## ② 久慈市立情報センターYOMUNOSU

## (ア) 概要

久慈市立情報センターYOMUNOSUは、観光案内所と図書館がひとつになった複合施設である。在住の方だけではなく、観光やビジネスで久慈を訪れた人たちが集い、交流する場所、人、情報、地域、知識を結び、未来へとつなげていく、久慈の新たな活動・交流拠点となることを目指している。久慈市立図書館は、その久慈市立情報センターYOMUNOSUの2・3階に所在している。

表2-26. 久慈市立情報センターYOMUNOSU 概要

開館	令和2年7月5日
所在地	岩手県久慈市中央3丁目58
構造	鉄骨造3階建て
敷地面積	2908.11 m <sup>2</sup>
延床面積	2518.13 m <sup>2</sup>
施設 1階	駅前観光交流センター、カフェ、多目的室、待合スペース等
施設 2階	市立図書館（児童・青年図書、一般図書の一部、事務室）
施設 3階	市立図書館（一般図書、郷土資料室、閉架書庫）

施設 PH1	屋上庭園
施設 PH2	展望室・收藏スペース
收藏可能冊数	15万冊
貸出期間	本・雑誌3週間、視聴覚資料・ボードゲーム2週間※館内資料全般合計10点まで
利用登録できる方	二戸地域及び八戸市、近隣市町村にお住まいの方 久慈市内に通勤、通学されている方
開館日	火曜日～日曜日 9:00～19:00
休館日	月曜日（ただしその日が祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）、蔵書整理期間
アクセス	JR久慈駅から徒歩約1分
駐車場	普通車40台、障がい者用4台
整備費用	1,380,622千円（駅前整備事業全体2,016,355千円）

(イ) 強み・特徴

- 観光案内所との併設  
当館の1階には、久慈市の観光情報やおすすめスポットなどを紹介する観光交流センター及び久慈駅前の風景や当該地域にゆかりのあるドラマで使われたジオラマを眺めながら地元で育てられた食材を堪能できるカフェコーナーが併設されている。
- dマガジン  
3F雑誌コーナーにおいて、個人のスマートフォンやタブレットなどから雑誌約500誌が読めるサービスを提供。
- レファレンスサービス、対面朗読サービス  
目が不自由な方等を対象に対面朗読を行っている。
- 木材利用推進  
各階の天井に地域材であるアカマツ、シラカバ、スギを活用するほか、待合スペースに多様な地域材をブロック化し壁材として活用するなど、木材利用の推進に寄与している。

③ 大熊町への示唆と課題

(ア) 那須塩原市図書館みるる

図書館は施設設備からソフト事業まで集客性を高める仕掛けを施しやすく、駅前立地による電車利用者を中心とした域内外の人流の呼び込みと、にぎわい創出の効果は大きい。この観点から、大熊町の玄関口として町内の多様なアセットと連携することにより、町の中の人流を生み出すことが期待できる。また、定期的な利用に向けては多様な過ごし方を受け入れる可変性のあるハードと好奇心をくすぐるソフトの両面からのアプローチが求められる。

(イ) 岩手県久慈市立情報交流センターYOMUNOSU

複合施設を運営するにあたっては設計時から運営まで多様な関係者の巻き込みが必須となり、実際に運営が開始してからも管理運営スキームの複雑化や指示系統の分散化など協議の時間が増えることが想定される。これを見越したソフト施策の展開や運営手法の検討の実施が不可欠。また、各機能が独立した久慈市の施設運営とは対となる融合的な機能整備を目指す

ため、今後さらに議論を深める必要性が明らかとなった。

## 2-4. 敷地条件

### (1) 建設予定地の概要

複合施設の建設予定地は特定復興再生拠点区域の大野駅周辺地区にあたり、当該地区において最も大野駅に近い敷地となる。令和5年度より予定敷地を含む基盤整備工事が開始され、敷地西側には、本施設開業に先立ち令和6年に産業交流施設や商業施設等が整備される予定である。なお、現状は整備を控え、空地となっている。



図2-6. 建設予定地の立地



図2-7. 建設予定地（東から望む）



図2-8. 建設予定地（西から望む）

※上記の位置図等は測量の成果を反映した図ではない。

## (2) 建設予定地における条件等

表2-27. 建設予定地における条件等

項目	条件等
所在地	福島県双葉郡大熊町下野上大野 803-1
敷地面積	約 7,000 m <sup>2</sup>

用途地域	近隣商業地域
建蔽率	80%
容積率	200%
防火地区（防火・準防火地域）	指定なし
日影規制	指定なし
22条指定区域	指定あり

※上記の内容は2023年3月現在の状況である。

## 第3章 町民ニーズの把握

### 3-1. アンケート

#### (1) 調査の目的

本アンケートは、「大熊町複合施設基本構想」の策定にあたり、大熊町民及び大熊町に関連がある方の意見を反映させ、町民や大熊町に関わる人が主体なつての施設整備を進めるために実施したものである。

#### (2) 調査の手法

大熊町公式ホームページ上にアンケート QR を掲載するとともに、町内にチラシを配置して、任意の方に対して実施した。

#### (3) 調査対象

大熊町及び当町の社会教育行政に関心がある方

#### (4) 調査時期

令和4年8月19日から令和4年9月30日まで。

#### (5) アンケートの要旨・示唆

居場所への期待感に加え、町民からは町とのつながりのきっかけとなること、町外からは図書機能の利用ニーズを確認。

居住体系別では、町内で暮らす人たちからは趣味のつながりの場や図書機能など町内での余暇時間を充実させる機能への期待が高まっていることが考えられる。

町外居住者では、町にまつわる情報収集へのニーズが高く、町との多様な関わり方のきっかけの場となることを期待されていることが考えられる。

#### (6) 基本構想への反映

従前の図書館に引けを取らない「読書の町 おおくま」の核となる図書館機能の充実化を図るとともに、だれもが使えて、他機能との融合したかかわり・つながりの場づくりや利用者の居場所づくりを活動方針に据える。

### 3-2. ヒアリング

#### (1) ヒアリングの趣旨、目的

本ヒアリングは、「大熊町社会教育複合施設基本構想」の策定にあたり、大熊町内において様々な活動を行う団体等の意見を個別に把握するため実施したものである。

## (2) 各団体からのヒアリング結果

## ① ヒアリングを実施した団体

表3-1. ヒアリングを実施した団体の概要

団体名（あいうえお順）	活動概要
おおがわら会	帰還した町民らで結成するコミュニティ団体。町内の行政区の壁を超え、定期的に交流する機会を設ける。
大熊音楽連盟	link する大熊に音楽スタジオができたことがきっかけに創設された音楽団体。
おおくまふるさと塾	町内のいいところを発見、自ら学び、体験しながら次世代に引き継ぐことを目指す生涯学習団体。令和4年の9月から月1で定例会を国登録有形文化財石田家住宅で行っている。今後、布芝居等も実施したいという意向。
おおくま町物語伝承の会	紙芝居と日本舞踊を組み合わせた「絵おと芝居」を上演しながら震災と原発事故による避難でお世話になった皆様への恩返しをコンセプトに活動をしている団体。県内のみならず、東京など関東でも活動を行う。町内においても、活動を披露する機会も増えてきている。
熊川稚児鹿舞保存会	熊川地区の諏訪神社に奉納されていた町指定無形文化財「熊川稚児鹿舞」を保護する団体。震災後、平成26年より活動を再開。現在、いわき市において活動を行うが、練習場所が平日・土曜日は使用ができず日曜日しか使用できないという問題を抱えている。
東京電力大熊寮居住者	廃炉の関係で域外からの居住者が多い。
大熊町相馬流れ山踊り保存会	重要無形民俗文化財「相馬野馬追」で唄われる民謡「相馬流れ山」に合わせて踊られる「相馬流れ山踊り」を大熊町で継承する団体。震災前においては、部活動を行っていない児童等を集めて相馬流山踊りに参加してもらう活動を実施。

## ② ヒアリング内容

## (ア) 複合施設建設に向けて検討すべきこと・懸念

- 現状、大熊町には芸術等を表現する場所がなく、活動が難しい。(大熊音楽連盟・おおくま町物語伝承の会)
- 施設の面積等に制限があることから、多機能過ぎる施設の実現は難しいのではないか。(おおくまふるさと塾)
- 被災前に図書館を頻繁に利用していた高校生が現状いないということは考慮して施設を検討すべき。(おおくまふるさと塾)
- 活動を披露する場として link するのステージ（舞台）は狭く、文化センター程度のスペースを必要とする。(熊川稚児鹿舞保存会)
- いわきの施設でも町職員がいれば利用しやすかったが、まだ link するは利用できていない。(流れ山)
- 大熊町民と親睦を深める機会がない。(東京電力)
- 近隣の図書館は駐車場が狭く、利用しにくい。震災前の大熊町図書館の方がとても利用し

やすかった。(東京電力)

(イ) 複合施設に期待すること

- 歴史を継承していくことは重要だと認識しており、過去の写真等の展示に関心がある。  
(おおくま町物語伝承の会)
- 現在の人だけでなく、20年、30年後を見据えて機能等を検討してほしい。(おおくま町物語伝承の会)
- 活動の披露に際してlinkするは狭く、震災前の大熊町文化センターもしくは田村市の文化センター程度の施設をつかってほしい。(おおくま町物語伝承の会)
- 現状、大熊町には芸術等を表現するする場所がなく、活動が難しい。(大熊音楽連盟)
- 町内巡りツアーの拠点が駅の近くにあれば町外の人を呼びこむことが期待できる。(おおくまふるさと塾)
- 工作室又は用途を制限しない多目的なスペースが欲しい。(おおくまふるさと塾)
- 文化センターのどん帳を残してほしい。(熊川稚児鹿舞保存会)
- 図書館に、仕事に生き、勉強になる電気、放射線、配管関係の本があるとよい。(東京電力)
- ロボットなどを作れることができるスペースが欲しい。オシロスコープなどが備わった工作室があれば利用してみたい。(東京電力)

(3) 基本構想への反映

数十年先まで続く施設であることを意識し、「大熊の記憶をつなぐ」ことを複合施設のコンセプトとして反映。また、複合の強みを生かし、多様な学び・表現の選択肢を整備できるよう、1つの活用目的に限定しない諸室導入・空間づくりを検討している。

### 3-3. ワークショップ

(1) 趣旨、目的及び開催概要

複合施設を整備するにあたり、利用者となる方から意見を集めるために開催。また、複合施設のコンセプトが「大熊の記憶と記録をつなぐ」を具現化する意味を含めて、計2回のワークショップを開催。<sup>7</sup>

(2) 第1回ワークショップ

① 日時

令和4年5月28日(土) 午後1時30分～午後3時45分

② 場所

大熊町役場多目的ホール

<sup>7</sup> <https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/kyoikusoumu/21085.html>

第1回 WS 報告書：<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/7339.pdf>

第2回 WS 報告書：<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/7864.pdf>

## ③ 参加者

計6名（グループ①3名、グループ②3名）

## ④ 主な内容

## (ア) 施設計画についてご説明

図書館、公民館、博物館、公文書館の機能を持つ複合施設として計画

※ただし歴史公文書の移管については総務課と連携し検討を進める

各機能やそれぞれが抱える資料について概要説明

(イ) グループワーク①：テーマ「あなたと大熊町のつながりを教えてください」

(ウ) グループワーク②：テーマ「本、文化財資料、歴史公文書、場をあなたはどのように使いますか？」

## ⑤ 結果

グループ①では、町の記録としての歴史公文書により施策の背景を知り、町の未来へ生かすこと、原発誘致時の町の状況を知り、誘致反対派がいたことの記録を残したいなどの意見が出たほか、「資料」から得る情報ではなく「人」に会い、話を聞くことで得る情報を求める声があった。「ここが大熊である」と避難した町民が思える場所として図書館を残すこと、さらに図書館周辺の公園も残すことを求める声があった。

グループ②では、モノ資料が残っていないような町の歴史や営みについて、口述で伝えていきたいという町民に対し、仕事でかかわる人からも町民から文化財資料にまつわる町の歴史を聞きたいという声が上がった。ほか、町の遺跡や歴史の痕跡が残る場所を回るツアーの開催、本や音楽に囲まれてゆったりと過ごせる空間、常設展示ではなく利用者のニーズに合わせて資料を活用する方法の模索、などの提案があった。

## (3) 第2回ワークショップ

## ① 日時

令和4年11月5日（土）午前10時～午前11時30分

## ② 場所

大熊町役場2階 大会議室

## ③ 参加者

計8名

## ④ 主な内容

複合施設のコンセプトが「大熊の記憶と記録をつなぐ」を具現化する事業の一環として、「記憶と記録で紡ぐあなたの大熊町」をテーマに、参加者が伝えたい大熊町の魅力について話し合い、複合施設で伝えていきたいことについて、意見を出しあった。

## ⑤ 結果

大熊町の歴史、自然、方言、人の温かさなど大熊町が震災前から紡いできたものを、県外等の友人、親族、避難先であった友人等に伝えたいという意見が多かった。また、大熊町が力を入れていた社会教育事業やくらしやすい住みやすい町ということも伝えていきたいという意見が挙げられた。

県外の学生等に対して、浜通りのコミュニティの魅力や挑戦の可能性、また、大熊町が取り組む「町と共に生きる」というコンセプトのもと、復興にあたる様子など、震災から復興する

過程における取りくみについても伝えたいという意見が挙がった。

#### (4) ワークショップの総括

全体として資料や文書等を活用するにあたり、資料から直接というより、人を介在した学びや交流を求める声が多かった。また、歴史や自然など震災前からの大熊町だけでなく、震災からの復興の様子を伝えていきたいという意見も挙がった。

#### (5) 基本構想への反映

大熊町の歩んできた歴史やつないできた文化をつなぐために「人」の介在が重要である点を捉え、社会教育の各機能縦割りでの事業展開ではなく、利用者1人1人の持つ思いや願いを基軸に各機能が融合し、活動的な学びを創出しやすい環境づくりを活動方針に反映。

### 3-4. 施設機能に関する議論

聴取したニーズ	反映結果
趣味のつながりの場や町内での余暇時間を充実させる機能を充実してほしい。 (町内居住者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動方針⑤「一人でいても誰かと一緒でもいい、みんなの居場所をつくる」</li> <li>参加型の施設整備計画</li> </ul>
町にまつわる情報収集へのニーズが高く、町との多様な関わり方のきっかけの場として欲しい。(町外居住者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動方針①「大熊での学びを支える資料や情報を大切にする」</li> <li>参加型の施設整備計画</li> </ul>
歴史を継承してことは重要だと認識しており、過去の写真等を展示ことには関心がある。この点を踏まえ、現在の人だけでなく、20年、30年後を見据えて機能等を検討してほしい。(おおくま町物語伝承の会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動方針②「先人が積み重ねた知識に学び、わたしの経験を共有する」</li> <li>常設展示の配置</li> </ul>
活動の披露に際してlinkるでは狭く、フル規格のものを作成してほしい。(おおくま町物語伝承の会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動方針④「わたしの生活や暮らす地域を豊かにするための一歩を踏み出す」</li> <li>複合施設を活かした機能構成とデザイン</li> </ul>
現状、大熊町には、芸術等を表現するする場所がなく、そのような活動が難しいと認識。(大熊音楽連盟)	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動方針④「わたしの生活や暮らす地域を豊かにするための一歩を踏み出す」</li> <li>複合施設を活かした機能構成とデザイン</li> </ul>
町内巡りツアーの拠点が駅の近くにあれば町外の人を呼びこむことに期待ができる。(おおくまふるさと塾)	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動方針④「わたしの生活や暮らす地域を豊かにするための一歩を踏み出す」</li> <li>大野駅周辺施設との連携</li> </ul>
工作室又は用途を制限しない多目的機能を持つスペースが欲しい。(おおくまふるさと塾)	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動方針⑤「一人でいても誰かと一緒でもいい、みんなの居場所をつくる」</li> <li>複合施設を活かした機能構成とデザイン</li> </ul>
図書館に、仕事に活かすなど勉強になる電気、放射線、配管関係の本があるとよい(東京電力)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動方針①「大熊での学びを支える資料や情報を大切にする」</li> <li>施設の全体規模</li> </ul>

<p>ロボットとかを作れるスペースがあれば、オシロスコープな備えた工作室があれば利用してみたい。(東京電力)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動方針④「わたしの生活や暮らす地域を豊かにするための一歩を踏み出す」</li> <li>• 複合施設を活かした機能構成とデザイン</li> </ul>
<p>町の未来へ生かすこと、原発誘致時の町の状況を知り、誘致反対派がいたことの記録を残したい (WS)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動方針②「先人が積み重ねた知識に学び、わたしの経験を共有する」</li> </ul>
<p>「資料」から得る情報ではなく「人」に会い、話を聞くことで得る情報を求める。(WS)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動方針③「他人を尊重し、仲間をつくる」</li> <li>• 参加型の施設整備計画</li> </ul>
<p>「ここが大熊である」と避難した町民が思える場所として図書館を残すこと、さらに図書館周辺の公園も残すこと。(WS)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動方針②「先人が積み重ねた知識に学び、わたしの経験を共有する」</li> </ul>
<p>モノ資料が残っていないような町の歴史や営みについて、口述で伝えていきたいという町民に対し、仕事でかかわる人からも町民から文化財資料にまつわる町の歴史を聞きたいという声が上がった。(WS)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動方針②「先人が積み重ねた知識に学び、わたしの経験を共有する」</li> <li>• 参加型の施設整備計画</li> </ul>
<p>町の遺跡や歴史の痕跡が残る場所を回るツアーの開催、本や音楽に囲まれてゆったりと過ごせる空間、常設展示ではなく利用者のニーズに合わせて資料を活用する方法を模索したい。(WS)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動方針③「他人を尊重し、仲間をつくる」</li> <li>• 参加型の施設整備計画</li> </ul>

## 第4章 検討委員会における議論

### 4-1. 検討委員会の開催概要

#### (1) 委員構成

表4-1. 複合施設整備検討委員構成

役職	専門	名前	所属
委員	社会教育（公民館）	石井山 竜平	東北大学教育学研究科准教授・日本公民館学会副会長・日本社会教育学会理事
委員	博物館	川延 安直	福島県立博物館専門委員
委員	町民代表	武内 正則	大熊町議会総務文教委員
委員	図書館	西村 彩枝子	日本図書館協会図書館災害対策委員会委員
委員	文化財保護/地域文化継承	西村 慎太郎	国文学研究資料館教授
委員長	復興計画	初澤 敏生	福島大学人間発達文化学類長・大熊町復興計画検討委員長
—	公文書館	制度の方向性が明確になった時点で委嘱	
助言者	地域情報化アドバイザー派遣事業による助言 ※MLAKの連携	岡本 真	アカデミック・リソース・ガイド代表総務省地域情報化アドバイザー

※MLAK…博物館（Museum）、図書館（library）、公文書館（Archive）、公民館（Kominkan）の頭文字をとったもの。

#### (2) 第1回開催概要

##### ① 日時

令和4年7月1日午前10時～午後0時

##### ② 場所

大熊町交流施設 link する第1研修室

##### ③ 出席委員

石井山竜平委員（オンライン）、川延安直委員、西村彩枝子委員、西村慎太郎委員、初澤敏生委員、総務省地域情報化アドバイザーとして出席 岡本真氏（オンライン）

##### ④ 議題

大熊町複合施設の整備方針について

施設整備に係る検討の経緯

当町の社会教育行政に係る現状

機能の融合について

⑤ 主な論点：施設機能の「融合」について

前年度までの博物館と公文書館をベースとした「アーカイブズ施設」から、博物館、図書館、公民館、公文書館の複合施設で機能を「融合」していくことに方針を転換した目的を問われ、「大熊町を学ぶ場をつくりたい」という上位概念が導き出された。

それに対し、委員からは▽かつての暮らしを知るための博物館▽個人学習の基本である読書を支える図書館▽住民自治を実践する公民館——が、新しいまちづくりの最中にある大熊町で融合することに可能性を見出す意見や、避難先に暮らす町民がふるさとに対する思いを託す際に、資料の質によって「博物館」「公民館」などと分けられることなく一本化されるメリットが挙げられた。

一方、機能の同居ではなく融合を目指した施設例が少なく、そもそも具体的に施設イメージをしにくいという指摘があった。加えて、縦割り行政の弊害が機能の連携や融合を阻害することが指摘された。一方で、施設の職員も「融合」されることによる専門性の低下への懸念が示された。遠方に暮らす町民にとっても「大熊を学ぶ」機会を得られるよう、デジタル技術の活用も検討するよう意見があった。

「大熊町を学ぶ場をつくりたい」という教育委員会の目的を達成するために、社会教育施設として定義される博物館、図書館、公民館に、さらに公文書館を加えた各機能が融合する意義は大きいものの、課題として、前例が少ない中での整備計画の具現化、融合を支える人員の配置と組織体制の構築、デジタル技術の活用が、課題として明確となった。

### (3) 第2回開催概要

① 日時

令和4年10月7日午後1時15分～

② 場所

大熊町役場大会議室

③ 出席委員

石井山竜平委員（オンライン）、川延安直委員（同）、武内正則委員、西村彩枝子委員、西村慎太郎委員、初澤敏生委員長、総務省地域情報化アドバイザーとして岡本真氏

④ 報告事項

大野駅西エリアの整備進捗よく及び当施設検討の進め方について  
 想定利用者に対する意見聴取の取り組みについて  
 複合施設事例について

⑤ 協議事項

施設の方針（案）について  
 施設機能（案）について  
 その他

## ⑥ 主な論点：施設コンセプト案と諸室案について

第1回目の議論を基に、「大熊を学ぶ場」「大熊の記憶と記録を預ける場」という施設コンセプトを事務局が提案。委員からは「大熊『を』学ぶ」は外部からの目線であるように感じるとの指摘が上がった。コンセプトとともに「誰のための施設か」、対象を明記することも重要であるとの意見につながった。大熊を学び、記憶と記録を預けたその先に、個人や町としてどのような成長があるのか、もう一段踏み込んだメッセージを打ち出してもいいという意見があった。

ほか、施設の複合化による効果と懸念を整理する中で、第1回で課題として挙げられた「縦割り行政」の弊害を少なくするために、施設運営を1部門（一つの課）にまとめることが提案された。

事務局による諸室案の提示に対しては、▽コンセプトを支える資料を保全する収蔵庫等を含めたバックヤード（管理スペース）の充実▽アンケートなどの記載に基づき「表現する場」の必要性▽学び舎ゆめの森などの他の公共施設との連携——が求められた。また、「郷土行政資料コーナー」「託児」「害虫処理室」等、検討が不足している部分の指摘がなされた。

## (4) 第3回開催概要

## ① 日時

令和5年1月6日午後1時15分～午後3時30分

## ② 場所

大熊町役場大会議室

## ③ 出席委員

石井山竜平委員、武内正則委員、西村慎太郎委員、西村彩枝子委員（オンライン）、初澤敏生委員長、総務省地域情報化アドバイザーとして岡本真氏（オンライン）

## ④ 報告事項

大野駅西エリアの整備進ちょく及び当施設検討の進め方について  
 想定利用者に対する意見聴取の取り組みについて  
 複合施設事例について

## ⑤ 協議事項

施設の方針（案）について  
 施設機能（案）について  
 その他

## ⑥ 主な論点：施設の規模感、運営管理案について

第2回での議論を踏まえ、コンセプトを、①「大熊で学ぶ」②「大熊の記憶と記録をつなぐ」に変更。委員からは②に対し、さらに「未来へつなぐ」という意識を強調してもいいという意見が出た。また、施設の対象やコンセプトを達成するための活動方針を事務局より示した。

約5,000㎡とした施設規模に関連し、収蔵庫1,000㎡は狭いのではないかとという疑問、蔵書のうち1万本を想定したビジネス支援図書に係るオンライン資料活用の必要性が指摘された住民構成が定まらない中で、目的を特化したホールの整備を見送り、表現の場として多目的な

ペースを確保することについては、おおむね委員の理解が得られた。学び舎ゆめの森の体育館や図書ひろば等との連携可能性を問われ、学び舎、産業交流施設や交流施設「linkる大熊」、インキュベーション施設など他施設との連携が可能／必要な要素について、現段階で可能なかぎり構想に明記するよう求められた。

運営については、特に指定管理に慎重な意見が多く挙げられた。理由として、当町は社会教育基盤の再構築の段階にあり、少なくともその基盤が整備されるまでは直営で行政が主導すべきだという意見等があった。一方で、全国的な傾向として、直営で運営した場合の人員配置の厳しさが課題として指摘された。

公文書館機能について、東日本大震災に関わる公文書に限り、保存年限が過ぎたものを評価選別し、本施設へ移管する総務課の方針を事務局より報告した。

施設の理念部分は検討が進み、個別の諸室にも意見をいただいたものの、具体的な機能融合のあり方が事務局として提示できておらず、検討課題として残った。

## 4-2. 施設整備計画に関する議論

### (1) 機能の融合について

- 整備にあたり、社会教育を使命とすることは前提に、まちづくりへの寄与、復興も含めて関係人口を増やす、人流を起こす、復興に関わる使命も併せ持つ施設としていきたい。(第1回・事務局)
- 博物館法改正により、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことが求められている。博物館は社会教育機能に加えて文化観光やその他事業を通して地域の活力の向上に取り組むことが努力義務とされた。大熊町の人たちの学びを尊重したいという目的に対し、その機会を達成するような施設になるよう促すことは法改正の趣旨にかなう。については、大熊町の抱える課題解決に向けて博物館法は強い武器になると認識している。(第1回・川延委員)
- アーカイブズは誰のためか、融合施設は誰のためか、ターゲットをどのように考えているか。(第1回・川延委員)
- 「大熊町を知ってもらう」場所としたい。そのために大熊町を知るための材料を提供する。学びの方法として、文化財資料で学ぶと同時に図書資料や公文書を活用しながら、現状を理解できる。また、その過程で人と人がつながって情報を共有しあう場になっていくことで、社会教育的な目的、図書館の目的、博物館の目的、公民館の目的というのが融合していくことができると認識している。現状、ターゲットはできていないが、町に来る方、移住者、そして避難先にいる町民も忘れてはいけない。この点を踏まえてターゲットの設定については検討を行う。(第1回・事務局)
- 「大熊を学びたい」ということが上位概念として共有されていれば、図書館的機能、公民

館的機能など分ける必要はなくなる。利用者の目的が一致している場合、各施設の機能はおのずと融合していこう。大熊町について学びたいという人に対してバックデータ、アメニティをそろえ、ホスピタリティを完備していく必要がある。(第1回・川延委員)

- 複合施設の事例は多々あるが、全体としてうまくいっていないという印象。比較的うまくいっているのが、例えば図書館をメインにしてそこに公民館の機能を持たせるなど、主従の関係があり、どちらかが中心になって動いているような事例。今回の施設のように融合となると、具体的なイメージがわからず、うまくいくのか心配。融合が難しい背景には、係が違う、開館時間、開館日が違うなど、縦割り行政の影響が大きいと思慮する。(第1回・西村彩委員)
- 「融合」を考える時、人材の共有と専門性の担保は矛盾しないか。ワークショップ等でも、専門性のある人が説明する機会があると、学びが増える。必ず専門性は必要だと認識。既存の施設をまとめてコンパクトにすることは大熊町の事情からしてもやむを得ないが、人材配置だけは配慮する必要がある。誰でもできるような指定管理にすることは避けた方がよい。(第1回・西村慎委員)
- 多くの町民の暮らしが避難先にある厳しさを考える必要がある。これから人を迎えて新しい町をつくっていくために、大熊町の魅力、可能性をどう抱かせていくのかが重要。町のあり方に参加できること、一人ひとりの住民が政策に加担する可能性を開くことが極めて重要だ。その際に、そもそも大熊町にどのような暮らしがあったのか、どんな暮らしを作ることが可能なのかという点を知るために、アーカイブズ資料があるのは貴重。一方、成人の学習として基本となるのは個人学習であり、その時に最も必要となるのは読書や図書。社会教育施設である公民館と図書館と博物館の3施設が融合する計画に大きな可能性があると思う。趣味的な生きがいという意味での生涯学習を越えて、自分たちの暮らしをつくる、自分たちの自治体をつくるための学習の共有と交流の拠点となることが重要。(第1回・石井山委員)
- 様々な理由で帰還できない町民の方々、ご自分の記憶や記録をきちんと残していける場所が大熊に必要。その預け先として、町民にしてみたら「図書館」「公民館」「文書館」「博物館」の別はない。ふるさとに対する思い出の預け先として、施設が融合的であることは極めて重要(第1回・岡本氏)
- 資料の収蔵や活用の面でも融合して資料管理することで新しい可能性が広がるのではないか。公民館機能があることで地域に発信もできる(第1回・初澤委員長)

## (2) 大熊町複合施設の方針

- 施設の方針について、利用者が「大熊を学ぶ場」、「大熊の記憶と記録を預ける場」となる2本の柱を立てたことを説明(第2回・事務局)
- 「大熊を学ぶ場」という方針について、外から来た人が学ぶというイメージが強い。「大熊で学ぶ場」とすることで、現在、大熊町に住んでいる人たちがどう使うかという視点を取り入れることができるのではないか。(第2回・初澤委員長)

- 外からの目線の印象が強い「学ぶ」ではなく、「発見する」という視点はどうか。(第2回・西村慎委員)
- 公民館制度は第2次世界大戦後、改めて新しいまちの秩序を作っていくための学習と交流の拠点として発足。この点を踏まえると、「新しい大熊町をみんなで作っていく、町の発達と自ら個人の発達を連動させていくことができるのがこの施設である」ということを、もう少し積極的に表現できるといい。(第2回・石井山委員)
- 「大熊を学ぶ」を「大熊で学ぶ」に改めた。第2回の議論から、場所を限定する以上に、大熊町を題材とすることなども含意できると判断したため。(第3回・事務局)
- 記憶と記録は過去のものである。未来という内容を明確に示してもよいのではないか。例えば大熊の記憶と記録を未来につなぐ、とすることも考えられるのではないか。(第3回・石井山委員)

### (3) 対象者について

- 多くの町民は帰還が困難だと感じているなか、大熊町に在住の人、町土復興に取り組む人の役に立つだけでなく、町の重要な関係者である、元々の町民の方々が、心のふるさととしての大熊町を思い続けられる環境を整備することも重要。(第1回・岡本氏)
- 新施設における利用者、対象者を明記してはどうか。誰のための事業なのかが強く問われる。町内在住の方、住んでいないけれどもつながりを持ち続けている方、そしてこれから新しく町に関わる方、この3者がいる。ただ、アンケートの結果等を見ると意見は立場によって割れることが多いが、意見が割れても分断を作らないよう配慮する必要がある。「あらゆる方を大熊町の町民としていつも受け入れる場を持っているという」メッセージが出せると良いのではないか。(第2回・岡本氏)
- 町外から大熊町に入られた方も含め、多様な人たちを受け入れることができる多様性も施設方針の中に盛り込むことができると、これから新しい施設を利用する人びとに対する大きなメッセージになる。(第2回・川延委員)
- 当該施設の利用者について「大熊町に関わる全ての方」とした。町民を居住形態などで定義することはあえてしない。震災以降、町民は居住先、線量などで線引きされることが多かった。区別することは分断に繋がりがねない。社会教育に関わる行政として、対象が多少あいまいになっても、町民の分類は明記しないこととした。(第2回・事務局)

## 4-3. 施設計画に関する議論

### (1) 大熊町図書館・民俗伝承館からの継承

- 「図書館解体による喪失感」という懸念が挙げられている。新たな複合施設に昔の図書館のものを取り入れたり、あるいは建物の素材の一部を受け継いだりということは想定されているか。(第2回・初澤委員長)

- 大熊町図書館の書架は、次の開館まで保管しながら同じものを使用する想定。家具に関しても皆さん愛着を持っていただいている点も大事にしたい。常設展示としてあった古民家展示「吉田家住宅」もそのまま移築活用できるかはまだ検討が必要であるが、引き継いでいけるものは引き継いでいきたい。(第2回・事務局)
- 書架を書架として利用するだけでない方向性を考えて良いのではないか。例えば、必ずしも書架をまた本を並べる形のみでなく、その書架を何に使うのかという議論や検討も面白い。(第2回・川延委員)

## (2) 必要な機能

- 主な諸室案を提示。産業交流施設の機能と被りそうなものがある。来年度、出来上がる学校施設も同様。他施設が保有する機能を踏まえ、必要な機能の洗い出しや議論が必要。(第2回・事務局)

開架図書スペースに「郷土行政資料コーナー」という文言を入れていただきたい。「郷土行政資料コーナー」は図書館として必要だが、博物館的機能ともぶつかることであり、住み分けもしくは一緒にやるかの検討が必要になる。加えて、図書館の重要な機能の一つとしても「レファレンスコーナー」という文言を入れていただきたい。カウンターは、対利用者の方と接する場だと認識しているが、これを一つにするのか、例えば図書館の部分と博物館の部分と分けるかも検討が必要。一つにすると総合的に対応できるが、図書館の司書が博物館利用者の質問に的確に答えられるかなどの問題も生じる。(第2回・西村彩委員)

- 蔵書構成として、利用見込みが不明なビジネス書は本で収蔵するよりオンラインの活用が適切。大熊では利用者、人口がどのように増えていくことが見込まれるかはわからないため、生活に密着した資料の方が求められるのではないか。(第3回・西村彩委員)
- 議論していく中でバックヤードなどの職員領域は減る傾向にある。バックヤードが豊かであることで素晴らしい展示を生み出すなど、働く人の充実が施設そのものの特に融合的な部分の充実に大きく関わってくる。(第2回・岡本氏)
- バックスペースは非常に重要であり、通常はオープンスペースの何倍ものバックヤードが必要になる。特に収蔵庫は建設当時は大きすぎると感じていても、2、3年で埋まってしまうため、十分に確保が必要。(第2回・初澤委員長)
- 収蔵庫について、今後も町に関わる資料の寄贈が増えることが想定される。収蔵庫の面積はもう少し増やした方がいいのではないか。(第3回・西村慎委員)
- どのような形で資料を燻蒸するのにかによるが、害虫処理室を搬入スペースと別に作っておいた方がよい。燻蒸をやらない方法もあるので、最初に入れる段階で害虫処理をする場所を一つ部屋として持った方がよいと考える。後から考えても、燻蒸炉を買うよりも安くこともあるため、その点は検討が必要。(第2回・西村慎委員)
- どの部屋にも属さないが全ての部屋を結ぶような空間を設けると良いのではないか。パティオや中庭的な場所も役立つかと思う。目的を持たないスペースの確保することも検討してほしい。(第2回・石井山委員)

- 地域の方々が自らを発達させたいと思ったときに、この施設がとても活用しがいがあると思っただけの余地を残すことが重要。表現の場、活動の場を欲していることはアンケートからも見受けられる。(第2回石井山委員)
- 利用者への配慮という意味で、例えば託児についてのご意見をいただきたい。集いたくてもできない、しにくい方々に対する配慮は、できるだけフルスペックで考えていくことが大事だ。(第2回・石井山委員)
- 公文書に関する記載、検討がほぼない。(第2回・西村慎委員)
- 公文書については、総務課の方針により、非現用文書のうち東日本大震災に関わる歴史的な記録がある文書に限り複合施設に移管される予定。文書を選別する際のルールなどは実際の文書を見ながら、規定していく方針。(第3回・事務局)
- 特定の目的に特化したホールは設けない方針。将来の人口構成が見通せない、町内で活動する文化団体が少ない中で目的を固定するのは早計と判断。(第3回・事務局)
- 避難自治体だからというのではなく、他の自治体でもホールを持て余している現状があり、近隣市町村とどのように公共施設を案分させて持っていくかを冷静に判断すべき。(第3回・事務局)
- アンケート等で「表現したいが場がない」という意見が多くあることは無視できないのではないか。施設を練習や準備の場と考え、発表は例えば、学校施設と連携するということも考えられる。(第3回・石井山委員)
- 例えば、産業交流館の広場や、インキュベーション施設の部屋などがある。似たような機能を持つ部屋はありつつ分散的に存在しているため、繋ぐことも重要。(第3回・初澤委員長)
- 施設構想のメインではないかもしれないが、学校図書館との連携も構想に記載すべき。(第3回・西村彩委員)
- 諸室と別にデジタルの展開は必要がある。デジタル情報技術を活用して、離れている関係性を近づけられることを強く押し出していただきたい。大熊町の現状を見られる、大熊町にある記録も見られるなど、町外にいらっしゃる方が、デジタル経由で「大熊町をちゃんと自分の中に取り戻せる、取り返せる」ということをコンセプトに入れていくと、町外の方も大熊町と繋がれることができる。(第2回・岡本氏)
- 資料のデジタル化の課題についても、今後検討を進めるべきである。(第3回・初澤委員長)

#### 4-4. 管理運営計画に関する議論

- 当該施設が適切に稼働するためには、運営形態が極めて重要。施設運営を1部門にもまとめきることが必要。常にどのような運営をしていくのかを問うていく必要がある。また、社会教育施設の管理については指定管理者を入れるのは慎重でありたい。仮に入れる場合は町民が主体となっている会社や団体であることが望ましい。(第2回・岡本氏)
- 運営は教育委員会が主導権を握ることを想定し、施設管理等については駅西エリア全体

での効率性や景観維持なども考慮したい。(第3回・事務局)

運営以外の施設管理等を一体化する方が効率的であるが、コストが低いという点のみで相当の面積を一社に任せることがいいかについては検討する必要がある。当該規模を扱える事業者は少ないのではないか。(第3回・武内委員)

- 先に指定管理を行っている町の施設について「(町職員がいないことで)町のものでないような気がする」という町民の声を聞く。直営はいいことだと思うが、現状の職員数では、職員のみでの対応は困難であるため、検討が必要。(第3回・武内委員)
- 管理運営を検討する上での大事なポイントは住民参加制度。社会教育施設であるからには、施設運営に当たって住民意見を聞くことは確実に必要。指定管理でも直営でも住民意見の反映方法を具体化する体制が計画に明記されていることが重要である。(第3回・石井山委員)
- 直営がいいと思うが、直営で社会教育施設職員を配置することが大きな課題となっている中、専門職員を配置する採用・配置するための独自の制度を設けるなどの方法が求められるのではないか。(第3回・石井山委員)
- 駅西エリアの施設のハード管理は専門的な事業者の力を使い、ソフトのみ自治体職員で管理するという方策は有効だと思う。(第3回・岡本氏)

#### 4-5. 整備計画に関する議論

- 計画策定と設計を一緒に発注する判断は妥当。DB方式については、工事費が高騰し、上昇率が10%20%では済まないものとなり、受注候補者が出ないのではないかとと思われる。(第3回・岡本氏)
- 何十年も残るものを作るという前提であれば、丁寧に枯らし期間を設けることは重要と認識。(第3回・岡本氏)
- 図書館の開館準備をするには、開館の前2年程度の準備期間が必要。工事とは別だが、スケジュールとして入れておかなければならないと考える。そのような仕事ができる人を町役場としても組織する必要がある。(第3回・西村彩委員)

## 第5章 施設整備に係る考え方

### 5-1. 大熊町社会教育の目指す姿

大熊町教育大綱では、第1章 1-2.(4)に記載の通り、「温故創新」を基本理念に掲げ、社会教育に関する基本目標2として「地域・家庭の教育力の向上」、「スポーツ推進による健康寿命の延伸」及び「歴史・伝統文化の保護と継承」と位置付けている。このうち「地域・家庭の教育力の向上」を支える考え方として、「自他の幸福のため、主体的に学ぶ町民を育み、地域や自らの課題を解決する力の基盤となる主権者教育の充実を図る」としている。

社会教育は、義務教育の枠組みを卒業しても誰もが生涯にわたり学び続けることができる権利を行使する場や活動であり、社会教育行政は誰もの学びの機会を保障する役割がある。複合施設の整備にあたって、教育委員会は社会教育における「学び」の目的は、当人やその周囲に幸せをもたらすことであり、その実現には、学びが他者によって誘導され、与えられるのではなく当人の主体性に基づいていることが重要であると整理した。

当町社会教育は、この町に関わるすべての人の主体的な考えや行動を支え、自分らしく生きていくことを目指し、複合施設はこれを体現する場となることを目指す。

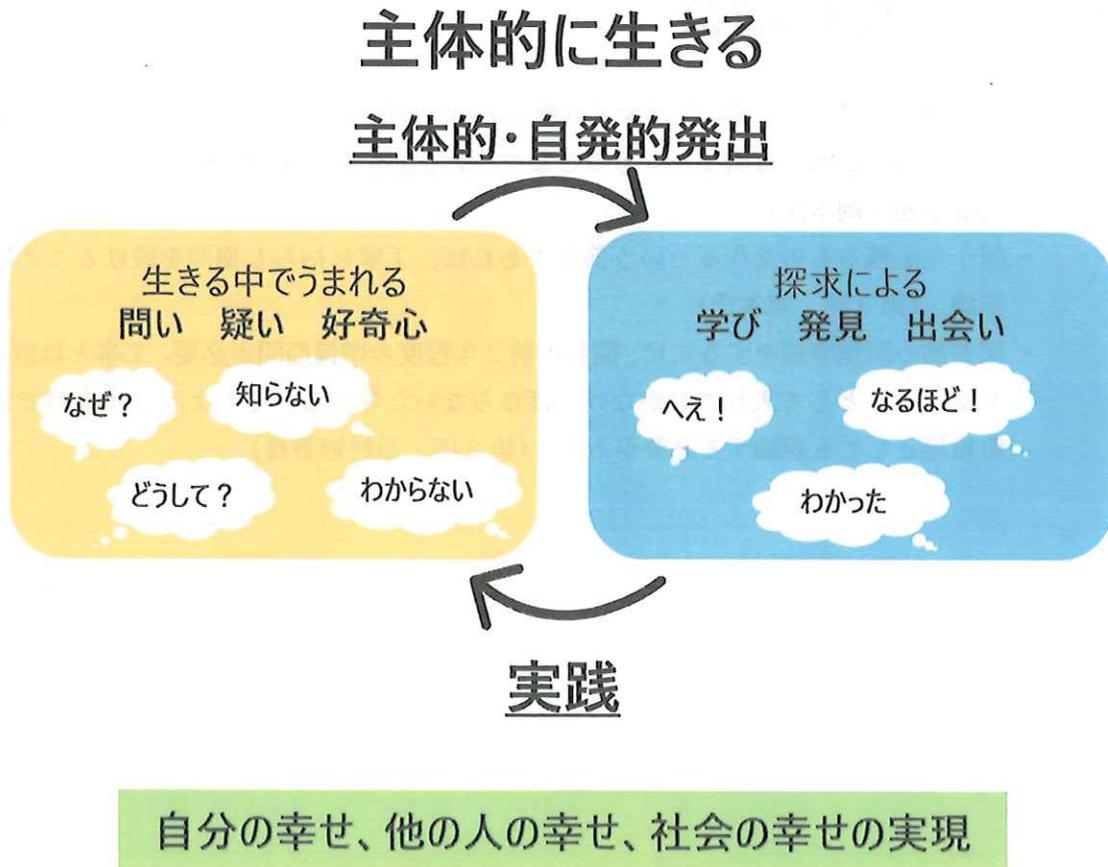


図5-1. 主体的に学ぶ町民

## 5-2. 複合施設コンセプト

### (1) コンセプト設定の前提

前述のとおり、複合施設は主体的な学びを実現するため、利用者が主体的に自分たちの興味関心のために学びたいこと、暮らしや自分の活動、まちづくりに活かすために学びたいことを自由に学ぶことができ、そしてその学びを活かした他者との交流や、交流から生まれる活動ができる拠点となることを目指す。

なお、当施設の利用者として想定する対象者は、大熊に関わる全ての人である。居住先や住民票の有無はあえて限定しない。第2章に記載のとおり、原発事故による全町避難後、町民の生活形態は多様化し、当町に住民票を持たない住人や来訪者は増加している。町との関わりや住んでいる場所によって「避難町民」「帰還者」「移住者」などと町民を分類し、対象を設定することも可能だが、分けることは違いを明示することであり、時に分断を誘う。

分断が起きやすい現状であるからこそ、複合施設は、居住地や住民票の有無にかかわらず、「大熊」という共通の関心ごとを持つすべての人を対象とし、その学びを支えることを目指す。

### (2) コンセプト

# 大熊で学ぶ

# 大熊の記憶をつなぐ

#### ① 大熊で学ぶ

当町は東日本大震災に伴う原発事故により全町避難を強いられ、町内における生活や生業、その他の活動を中断せざるを得ない状況を経験した。長期にわたる全町避難は町の住民構成を、除染作業や復興事業、中間貯蔵施設建設は町の景観を著しく変えている。この状況で、町民また町外の方の「大熊町」への関心は震災以降、高まっていると考える。

大熊という共通の関心ごとを持つ利用者の方々が、大熊を知り、共有し、それぞれの暮らしやまちづくりに生かすことができる場として、複合施設は町に関わる資料や情報、人材を積極的に集積する。また、複合施設は、一度は途絶えた町内での生活や生業、その他の活動の再建という、世界的にも稀なまちづくりに取り組む方々が必要とする情報や場を提供し、大熊という土地に根差した学びを、大熊に関心を持つ人たちとともに構築する。

大熊町に大きな関心を寄せながら、物理的に来町が難しい方も多くいる。そのような方々にも大熊での学びを届ける仕組みをつくり、大熊だからこそできる学びと交流を実現する。

#### ② 大熊の記憶をつなぐ

前記のとおり、東日本大震災以降、町の住民構成も景観も著しく変化している中で、震災前

まで町民が脈々と引き継いできた、町の伝統、風習や文化、生活の記録は、もはや努力しなくては残せない。今なお町外で暮らす町民がほとんどを占める町で、ふるさと大熊に対する町民の思い出や記録を預かり、現在、避難指示が解除された町内の地域に暮らす人達につながること、また、変化のただなかにある現在もいずれ町の歴史となることから、大熊の現状を記録として集め、過去の記憶とともに、未来の町民につなげていく必要がある。

大熊の記憶をつないでいくことは、現在・未来の町民が土地のルーツや過去の生活、暮らした人の思いを知り、新たな活動の糧とする基礎になる。途切れぬ「大熊」を引き継ぐことは、もう一つのコンセプトである「大熊で学ぶ」を支えることにもつながっていく。

### 5-3. 活動方針と事業案

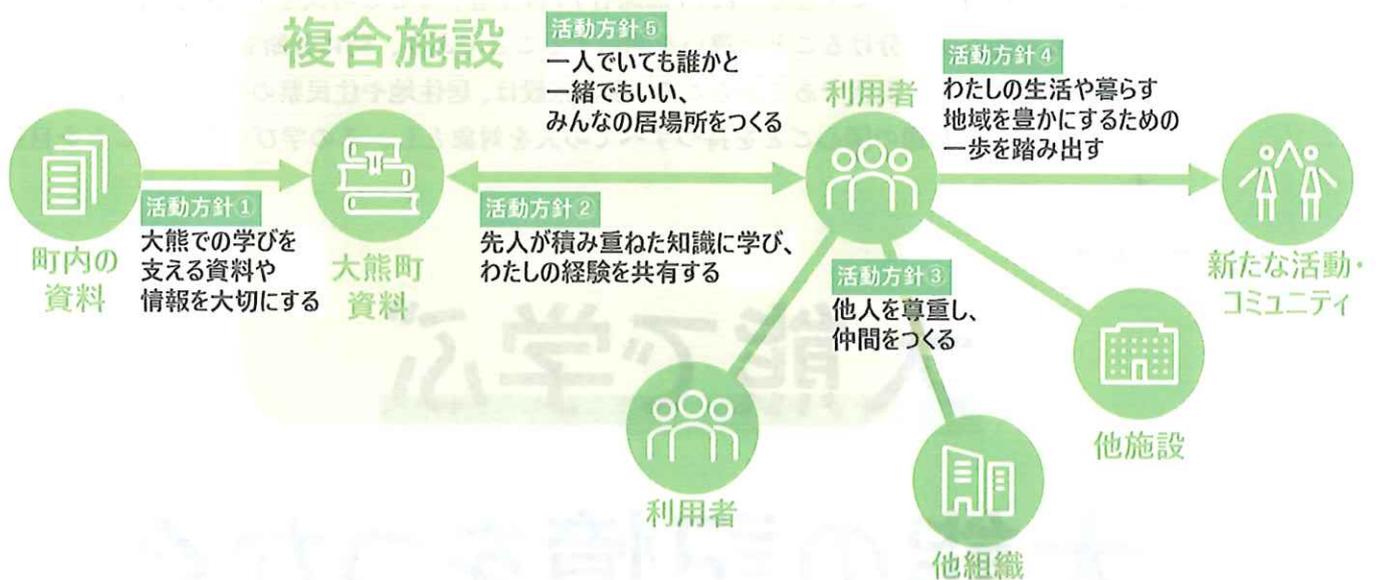


図5-2. 活動方針と各アクターの関係

#### (1) 活動方針①大熊での学びを支える資料や情報を大切にする

二つのコンセプトを実現するための基本となるのが「大熊町資料」である。大熊町資料は図書、文化財、歴史的公文書、町に関わる人の生き方を支える資料の総称であり、これを収集、収蔵、保存活用、調査研究することは、複合施設のすべての活動を支える根幹である。

二つのコンセプト及び後述する活動方針②～④を実現するために、本施設では町内に暮らしてきた人々が残した様々な歴史資料や当町の震災に関わる資料や公文書、各種の図書を収集・蓄積し、それらを資料特性に合わせた適切な方法で保全し、また資料に関する専門的な研究を行うことで、資料に関わる情報や研究成果を提供していく。

大熊町資料のうち、大熊独自の性格を持つものとして、複合施設は、当町の歴史・郷土・文化に関わるもの、震災・原発被災に関わるもの、町周辺で働く人に向けたビジネス支援に資するものを、特に強化することとする。

#### (2) 活動方針②先人が積み重ねた知識に学び、わたしの経験を共有する

複合施設には「大熊町資料」が集積され、貸出や展示、閲覧機能により、利用者の方々はそ

これらの資料を活用することができる。本に代表される図書資料は、現代を生きる人も含めその分野に精通する人たちが知や経験を綴った記録であり、文化財資料は先人がこの地に生きた証である。館は、利用者がそれぞれの興味関心に基づいて、先人たちが記し、残した資料を探し、調べ、探求することを支えるとともに、関心の外にある資料と思いがけず出会い、それぞれの世界を広げることを促す工夫をする。

具体的には使いやすさを重視した管理システムやデータベースの採用、オンライン上も含めた幅広い資料の公開と情報発信、避難先の町民を意識した出張サービス、関心の外にある資料との出会いを促す配架や展示、講座等の実施などが挙げられる。

さらに、利用者がそれぞれに持つ知識や経験を複合施設に預け、共有化することで、この施設では、利用者は一方的な情報の受け手ではなく、館の成長を共に促し、支える存在となる。

### (3) 活動方針③他人を尊重し、仲間をつくる

利用者が望む場合に、同じ興味・関心を持つ人、あるいは異なる考えを持つ人と出会い、繋がり、対話し、仲間を作り、お互いの視野を広げることは、その人の人生を豊かにする上でも、地域のコミュニティの形成上でも重要である。特に、全町避難を経験し、地縁を基礎とした繋がりが希薄となり、住民が暮らしの中で新たなつながりを創ることとなる当町では、地域のコミュニティ再興は、強く求められることである。

資料を介して深めた利用者の興味・関心や、それぞれが持つ専門性を、他者と共有したり比較したりする機会をつくり、人と人が出会いやすい施設を目指す。誰もが得意分野を生かして活躍し、必要な人がその知恵を分けってもらえる仕組みを作り、館の外でも続く、人と人とのネットワークの構築を促す。既存の生涯学習団体の積極的な活動を推進するとともに、活動が固定されたメンバーで閉じた雰囲気にならないよう、同じ関心を持つ人達に対して常に開かれていることも重要となる。

人と人のつながりだけでなく、複合施設としても他館との連携を強くし、互いの特異を生かし、弱みを補う関係性をつくり、必要に応じて、利用者とは館等の資料、人を繋ぐ活動を行う。

### (4) 活動方針④わたしたちの生活や暮らす地域を豊かにするための一歩を踏み出す

複合施設で出会った資料や人から得た学びを、利用者それぞれの生活の場で、自分の疑問や課題を解決したり、楽しみを増やしたりするために活かすことを後押しする。利用者が、主体的に自分らしく生きる環境は、複合施設の中ではなく日常生活にあるべきであり、複合施設やその職員らを介さなくても、必要な知識と出会うことができ、仲間と集うことができる意識と環境を醸成することで、誰かや何かへの「依存」を前提としない、「自立」に満ちた地域づくりに寄与する

そのために、複合施設は、必要な資料の提供や講座の開催により、自ら何かをやってみたいという人の不安や困りごとを解消する助けとなる事業を展開する。また、チャレンジしてみる場や機会の提供によって実践を支援する。

やってみることで生まれる新たな疑問や興味、困りごとは、再度複合施設に来て、新たに資料や人と出会い、学ぶことで次の実践につなげていく。複合施設の外での利用者の日常が少しでも充実するための活動を支援する。

### (5) 活動方針⑤一人でいても誰かと一緒でもいい、みんなの居場所をつくる

大熊で学びたい人がまず訪れる施設、大熊の記憶の継承を願う人が躊躇なく、自分の思いを伝えられる施設であるために、複合施設をどんな人も「受け入れられている」「安心できる」と感じられる場とする。

バリアフリー等の施設のしつらえはもちろん、一人での利用から複数人での活動まで、様々な過ごし方が可能な、多くの方に開かれた施設を目指す。また、震災以降、大熊町に関わる方の多様性は増しており、複合施設にも多様な利用者が訪れることが想定される。所属や年齢、考え方などの違いで互いを線引きし合うのではなく、多様性を認め、楽しむ雰囲気は、施設の在り方だけでかなえられるものではなく、利用者とともに醸成していくものである。利用者にとって、学校や職場、家とも違うサードプレイス（第3の居場所）として機能し、いつ誰と来ても安心して楽しく過ごすことのできる場、特に「居場所がない」「居場所がほしい」と感じている人にとってはセーフティネットとなる。

## 5-4. コンセプト実現に向けた主な施設機能

### (1) 機能の融合

「大熊で学ぶ」、「大熊の記憶をつなぐ」の二つのコンセプトの実現には、大熊や地域に関わる多様な資料があること、それらを社会に発信し利用者と結びつける専門職員がいること、大熊に関わる多様な人が集まることが欠かせない。このため複合施設では、社会教育施設に位置付けられる図書館、博物館、公民館の機能を一つの館として整備する。

図書館、博物館、公民館は、単体であってもその専門性を生かし、二つのコンセプトに貢献できるが、専門性により扱う資料や展開する事業が固定してしまう懸念がある。実際のところ、震災前の大熊町の社会教育行政は、文化センターと図書館を2軸に充実した施策を展開していたものの、連携が不足していたという反省がある。

このため、複合施設では、各機能の「同居」ではなく「融合」を目指す。融合することにより、本から文化財まで資料に多様性と厚みが増すほか（「大熊町資料」と総称）、講座やイベントなど人が関わる事業の展開にも多様性が生まれる。

「大熊で学びたい」「大熊について知りたい」と考える方、「大熊に関する自分の経験や記録を預けたい」と考える方が、その関心や提供する事柄の種類に関わらず、ワンストップで目的を達成できることは、コンセプトの実現のみならず、利用者の利便性を高める上でも効果的だと考えられる。このため、第1章1-1.(2)本構想の背景にも記載の通り、大熊町は図書館、博物館、公民館を個別に整備するのではなく、それらの機能を融合し、単体の機能・役割を超えた学び・交流を生み出すため、複合施設として整備する。

## (2) 必要となる機能の主な方針

### ① 「リアル」と「デジタル」を融合した社会教育環境の構築

当町は社会教育の享受者である町民が全国各地に避難していることから、その対象者を意識した事業展開が必要である。この状況に対応するために社会教育においても ICT 等のデジタル技術を活用した学びを推進する必要がある。

デジタル技術を活用することによって、離れた場所からでも町とつながり、地域情報等を享受し、個人の学ぶ機会を保障することができる。また、ICT等の活用により、多様な主体と連携・協働しながら社会教育活動を展開しつつ、ひとづくり、地域づくりを促進することが期待される。

そのため、社会教育複合施設では、可能な限り「リアル」と「デジタル」を融合した効果的なデジタル環境の構築を図り、双方向からアクセスできる学びと交流の場の環境形成を目指す。

《デジタル技術を活用した事業・サービス（案）》

公民館…オンライン講座（教養講座・地域づくり・人的交流）等

図書館…電子図書館・地域資料のデジタルアーカイブ化 等

博物館…デジタルミュージアム・博物館資料のデジタルアーカイブ化 等

公文書…公文書のデジタルアーカイブ化 等

《リアルを利用した遠隔地を対象とした事業・サービス（案）》

公民館…出前講座（教養講座・地域づくり・人的交流）等

図書館…遠隔地貸出 等

博物館…移動展示 等

### ② 館全体で常設展示を表現

埋蔵文化財から民具、古文書、震災関係資料など多岐にわたる大熊町の文化財資料を展示するにあたり、常設展示室を設けずに館内各所に文化財を配置することで、町の文化財や歴史などに特に関心がない利用者が文化財と出会う機会を増やす。大熊町の歴史や歩みを「知る人ぞ知る」知識にせず、大熊町に関わる人にとってより一般的なものにする。図書資料と連携した展示をすることで、多面的に大熊を知り、興味を広げるきっかけとする。

展示に当たっては、資料が単なるインテリアにならないよう構成を工夫するのはもちろん、各々の資料特性に合わせた資料保存環境（温湿度・照明等）を整備し、定期的な資料の入替えのしやすさにも留意する。

### ③ 「読書のまち おおくま」の継承

双葉郡のみならず県内外で高く評価されていた大熊町図書館の後継施設として、地域の人達及び遠方においても大熊町に関心を寄せる人たちに、本を中心とした資料を提供する。震災前に実施していた「町民の傍らにいつでも本がある環境」を整備し、町民の生涯にわたっての知的好奇心を刺激するための事業を各機能と融合して展開する。

蔵書数はデジタル資料も含め 15 万冊とし、開架スペースには学習室や閲覧席など多様な居場所を設ける。書架などは大熊町図書館で使っていたものを保存し、複合施設でも活用する。さらに、開架スペースと文化財資料等の展示を組み合わせることで、図書資料だけに依らない学びの多様化と深化を図る。各種学級・講座に資料情報を提供・共有し、利用者や地域の情報

ニーズに応え、知識の創造や地域の課題解決に貢献する。

令和5年に開校する「学び舎ゆめの森」学校図書館とは、施設整備段階から相互協力、運営助言、読書啓発活動などソフト面での事業連携を検討する。

表5-1. 検討中の蔵書構成案（デジタル資料含む）

資料分野	検討資料数
地域資料・行政資料	1.5 万点
特定主題資料（地域研究・課題）	2.5 万点
ビジネス支援資料（生業創出）	1 万点
一般資料	5.5 万点
ヤングアダルト資料	1 万点
児童資料	2 万点
参考図書	0.5 万点
視聴覚資料	0.5 万点
逐次刊行物	0.5 万冊
合計	15 万点

※上表に記載の数値は検討中の点数であり、決定事項ではない。

#### ④ 多目的スペースでの交流と表現活動

目的に関わらず、住民や来訪者等が集い、出会い、過ごすことができる場として、多目的なスペースを設置する。音楽や演劇等目的を特化したホールは、町内で活動する生涯学習団体や文化芸能団体が育っていない現時点での整備は早計と判断。複合施設では、公民館機能を果たす場として、目的を問わない広めのスペースで多様な表現の場を確保するとともに、別に複数の部屋を設置し、利用者の目的に応じて個別に講義や活動ができるようにする。また、利用者が個々または仲間との主体的な学びを実践しやすくする事業を展開する。

多目的スペースもしくは活動室に文化センターから継承するグランドピアノを設置する。

#### ⑤ 和室として一般利用が可能な古民家「吉田家住宅」

大熊町民俗伝承館で常設展示されていた明治期の民家「吉田家住宅」は復元可能な形で解体され、現在町内の施設で保管されている。複合施設では、今後、吉田家住宅の活用を前提に復元方針を検討し、関連する資料を展示するとともに、吉田家住宅の主屋部分は、和室として利用者が活動に使えるようにする。

#### ⑥ 大熊町資料を守る収蔵スペース

複合施設では、図書館機能の資料約 15 万点、博物館機能が所蔵する文化財約 2,840 件、そのほか大熊町役場から移管される震災関連公文書が資料として収蔵される予定である。文化財資料には、平成 24 年、国被災ミュージアム再興事業にて「文化財レスキュー」を実施し、現在福島県文化財センター白河館「まほろん」仮保管施設で保管されている資料約 1,700 件、震災後、廃棄される恐れのある個人所有の文化財を調査、保護するために実施している「個人

文化財レスキュー」によって収集した約1,140件の資料が含まれる。図書資料は主に開架スペースにて利用に供するが、劣化が激しいもしくは利用頻度が低い等の常時開架に適さない資料を保管する閉架書庫が必要である。文化財約2,840件は、資料の質によって機能分けされた収蔵庫に保管される。文化財資料は継続した収集活動が前提となるため、将来の収蔵資料分も含め収蔵庫として1,000㎡を確保する。

【収蔵予定の文化財資料例】

- 町出土埋蔵文化財



図5-3. 道平遺跡出土注口土器

- 古文書・文字資料



図5-4. 古文書・文字資料（穂積姓中野氏系譜）

- 震災・原発事故関連資料



図5-5. 津波に流されたおおちゃんくうちゃん看板

• 町内収集民俗資料



図5-6. 奉納絵馬 (養蚕大当たり)

# 第6章 施設計画

## 6-1. 施設規模

### (1) 施設の全体規模

従前の大熊町内関連施設規模及び他自治体における図書館を含む複合施設の事例を参考にしながら、敷地面積と周辺施設環境も考慮し、本施設の全体規模を5,000㎡程度と想定した。なお、今後計画・設計が進む中で上記設定は増減が生じる可能性がある。

表6-1. 従前の大熊町内関連施設規模

資料分野	延床面積(㎡)	備考
大熊町図書館(民俗伝承館含)	2,225	蔵書数約13万冊(開架約7万冊、閉架約6万冊)
うち図書館部分	約1,800	
うち民俗伝承館部分	約430	
大熊町公民館	875	
大熊町文化センター	4,575	
大熊町農村環境改善センター	1,221	
合計		

従前の関連施設面積の合計は9,000㎡弱であるが、施設複合化による利用者諸室の有効活用及び管理系諸室の効率化を加味し、合計面積よりも縮小する方向で検討を行った。

表6-2. 他自治体の事例

施設名	所在地	人口(人) (R2国勢調査)	機能概要	開館年	延床面積 (㎡)	図書冊数(冊) ※収容能力	備考
<b>〔複合施設〕</b>							
矢吹町複合施設 KOKOTTO	福島県矢吹町	17,287	公民館/図書館/観光交流/子育て支援	2021	2,900	100,000	
久慈市情報交流センター YOMUNOSU	岩手県久慈市	33,043	観光交流センター/図書館	2020	2,518	150,000	
南三陸町生涯学習センター	宮城県南三陸町	12,225	図書館/公民館	2019	1,800	104,000	
池田町地域交流センター	長野県池田町	9,382	図書館/公民館	2019	2,264	60,000	
太田市美術館・図書館	群馬県太田市	223,014	美術館/図書館	2017	3,152	70,000	
文化交流拠点施設「学びの杜ののいちカレード」	石川県野々市市	57,238	図書館/市民学習センター	2017	5,696	250,000	
茂木町まちなか文化交流館 ふみの森もてぎ	栃木県茂木町	11,891	図書館/ギャラリー/歴史資料展示室	2016	2,978	125,000	
恩納村文化情報センター	沖縄県恩納村	10,869	図書館/観光情報館	2015	1,689	122,000	恩納村博物館と隣接
塩尻市交流センター えんパーク	長野県塩尻市	67,241	図書館/会議室・事務所/観光課・商工会議所	2010	11,902	460,000	
富岡町文化交流センター「学びの森」	福島県富岡町	2,128	図書館/歴史民俗資料館/ホール/生涯学習館	2004	8,109	85,000	
小千谷市立図書館等複合施設	新潟県小千谷市	34,096	図書館/郷土資料館/子育て支援/交流機能	計画中	4,357	200,000	
中津川市民交流プラザ	岐阜県中津川市	76,570	学び/子育て/市民交流/観光	計画中	4,800	235,000	
<b>〔図書館〕</b>							
ふれあい交流センター	福島県浪江町	1,923	図書コーナー/調理室	2022	1,524	21,000	
那須塩原市図書館 みるる	栃木県那須塩原市	115,210	図書館	2020	4,654	200,000	
栲原町立図書館「雲の上の図書館」	高知県栲原町	3,307	図書館/カフェ	2018	4,700	55,000	
紫波町図書館「オガールプラザ」	岩手県紫波町	32,147	図書館/情報交流館	2012	5,822	107,000	
池田町立図書館	北海道池田町	6,294	図書館	2012	609	69,000	
小布施町立図書館(まちとしよテラス)	長野県小布施町	10,660	図書館	2009	999	98,000	
武雄市図書館	佐賀県武雄市	47,914	図書館/歴史資料館	2000	3,803	190,000	2013年増築

※各施設及び各自治体 HP より、大熊町作成



図6-1. 他自治体の事例（セიმスケール）

他自治体事例を多角的に参考としながら、予定敷地面積等も加味し、必要最小限の規模・高さとする。

## (2) 諸室機能の想定

5-4.活動方針及び事業案に基づき、想定される諸室を全体規模の中で配置していく。施設複合化を考慮し、今後の計画・設計段階で諸室の共有なども検討を行う。

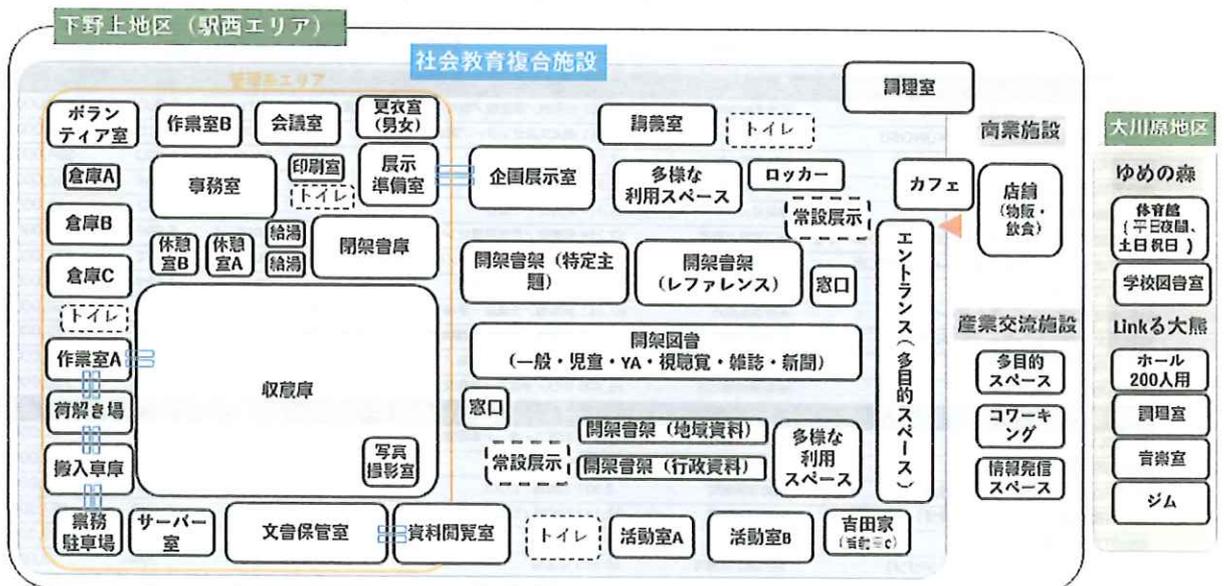
また利用者エリアと管理者エリアの面積割合について、蔵書数（約15万冊）及び収蔵室面積（約1,000 m²）を考慮し、管理者エリアの割合を延床面積の4割程度と想定する。利用者の利便性・快適性を十分に確保するためにも、施設で働く人々（管理運営者）にとって効率的で快適な空間にも配慮した計画とする。

図6-2. 本施設の諸室及び面積割合イメージ

※管理系に「機械室」は必要。

※「社会教育複合施設」内の書く諸室サイズはおおよその面積割合を示す。

※上図諸室及び面積割合は今後の計画・設計段階において変更となる可能性がある。



※管理系に「機械室」は必要 ※「社会教育複合施設」内の書く諸室サイズはおおよその面積割合を示します

表6-3. 諸室リスト（利用者エリア）

諸室名	機能	事業・活動内容	活動方針
エントランス (多目的スペース)	多目的に使える表現及び交流の場	常設展示・ミニシアター・ミニコンサート等	① ② ③ ④ ⑤
窓口	各種受付（各フロアに1）	資料・物品貸出／総合利用案内／資料閲覧手続き／行政サービス利用 等	②
開架書架	一般・特定主題・レファレンス・地域資料・行政資料等図書資料開架	最大10万冊図書開架	①②④
多様な 利用スペース	1人～複数まで利用可能	閲覧席／学習スペース	②③④⑤
常設展示	温湿度調整可能な展示什器・照明機能	通史・テーマ展示→図書と融合	①②
企画展示室	単独の展示室。 温湿度調整可能な展示什器・フレキシブルな照明機能	町民との共同企画展・外部要請企画展・美術関連企画展等	①②③④⑤
活動室 A	主に座学用。収容30人程度。	講座・朗読会・健康教室・民俗芸能稽古等	③④⑤
活動室 B	主に工作用。収容30人程度。	体験講座	③④⑤
活動室 C	吉田家住宅	茶道・華道・囲碁・民話語り等の日本文化に関わる活動	①②⑤
講義室	講演用／公式大規模会議用。収容最大100人程度	講演会（外部講師）／教育関係各委員会	③④
(調理室)	多人数利用可能なキッチン・飲食スペース	料理教室・イベントや災害時炊き出し	③④⑤
(カフェ)	外部民間業者による運営	待ち合わせ、居場所	⑤
資料閲覧室	震災に関わる歴史的公文書・その他文化財資料の閲覧スペース	震災・原発災害にかかる歴史的公文書の公開・研究	①②④
ロッカー	利用者用		
トイレ	利用者用（各フロアに1）		

表6-4. 諸室リスト (管理者エリア)

諸室名	機能	事業・活動内容	活動方針
閉架書庫	110 m <sup>2</sup> 程度	5万冊図書保管	①
特別収蔵庫	前室を含む温湿度の厳正な管理可能な空間。150 m <sup>2</sup> 程度	古文書・仏像等脆弱資料の保存	①
収蔵庫	最低限の温湿度管理可能な空間。1,000 m <sup>2</sup> 程度	民俗・考古等の一般資料の保存	①
作業室 A	資料クリーニング (大口径排水場) / 工作 (多用途)	文化財資料 (文化財レスキュー/発掘等) の洗浄・修復・メンテナンス・整理	①
荷解き場	トラック入庫可能な空間/搬入機材	資料を搬送車から下し、荷解きをするスペース	
搬入車庫	トラック格納可能な空間/水場	資料搬入をする車のスペース/水場	①
業務駐車場	普通自動車 3 台駐車	公用車・移動図書車駐車	①②
展示準備室	企画展資料の一時保管用・展示什器・展示用機材倉庫	企画展資料の展示前後の一時保管	②
作業室 B	大型作業机/デザイン用・公開データベース作成用 PC	図書資料修復・メンテナンス/刊行物編集/館内 POP 作成	②
写真撮影室	無窓室。写真撮影機材配置	資料の撮影	②
ボランティア室	ボランティアスタッフ作業・休憩用	ボランティア参画事業創出	③④⑤
事務室	職員事務用	全事業の管理運営	①②③④
会議室	収容最大 10 人程度	職員主体の内部会議	
倉庫 A	事務用品保管用		
倉庫 B	工作・野外作業機材保管用		
倉庫 C	生涯学習団体備品保管用		①
印刷室	大判インクジェットプリンターA0 等設置	企画展示・イベント類のパネル・広報物等印刷	②③④
サーバー室	イントラネット・外部公開サーバー	デジタル資料情報蓄積・公開	②③④⑤
休憩室 A	職員休憩用		
休憩室 B	委託業者等休憩用		
給湯室	職員・ボランティア・委託業者兼用給湯室 (各フロアに 1)		
トイレ	職員・ボランティア・委託業者兼用トイレ (各フロアに 1)		
更衣室	職員用更衣室		

※上記諸室は現時点での想定であり、今後の計画・設計段階において変更となる可能性がある。

#### 【参考】5-3 活動方針

- ① 大熊での学びを支える資料や情報を大切にする
- ② 先人が積み重ねた知識に学び、わたしの経験を共有する
- ③ 他人を尊重し、仲間をつくる
- ④ わたしの生活や暮らす地域を豊かにするための一歩を踏み出す
- ⑤ 一人でいても誰かと一緒でもいい、みんなの居場所をつくる

## 6-2. 動線計画・配置計画の方針

### (1) 大野駅西地区全体における動線

地区内において大野駅に最も近い公共施設となり、鉄道・バス・タクシー及び自家用車や自転車などの交通結節点も隣接することから、「大熊町の玄関口」として町内利用者と来訪者を迎え、本施設から大熊町内に誘導していくことを意識して動線計画の検討を行う。

また、地区内には先行して整備される他の施設がある。それらの施設計画を踏まえ、大野駅西地区全体として一体的な動線計画を作成する。子育て世代や高齢世代への配慮はもちろん、天候や地区内各地点における視角なども考慮し、利用者が快適で安全に往来できるエリアとする。

### (2) 敷地内配置計画と駐車場からの動線

大野駅及び周辺施設からの動線と併せ、本複合施設駐車場からの利用動線にも配慮し、施設と駐車場の配置計画及び施設の来館者・職員出入口配置の検討を行う。駐車場は利用一般車（身障者含む）と搬入車の出入りをそれぞれ考慮し、また歩行者動線との交差を極力避けることとする。

加えて、施設出入口は管理運営面も考慮し、数と位置の検討を行う。

### (3) 施設内の動線

利用者と管理者の動線はできる限り分離する。利用者エリアにおいては、機能ごとの分断が生じないように、また利用者が自由に施設内を移動・回遊できるよう、諸室の配置・アクセスや縦動線などを検討する。一方、管理者エリアにおいては、できるだけ効率的な動線となるよう配置計画の検討を行う。特に資料、展示資料や図書、重量物などの搬出入については、管理者の負荷や資料等の破損に配慮し、荷解き室から目的地までの距離を最小限とする、人動線の多い通路と交差・重複しないなどの工夫も行う。

### (4) 常設展示の配置

機能融合の観点から、主に歴史資料の常設展示については開架図書スペース内や多目的・休憩スペース等に展示ケースを点的に配置する、学習机に組み込む等の演出を駆使し、各種資料と図書及び地域資料を関連付けながら、テーマを設定し展示方法を検討していく。

## 6-3. 計画・整備に係る留意点

### (1) 参加型の施設整備計画

すべての大熊町民をはじめ、様々な知見を有する専門家、利用が想定される来訪者など多くの方々との対話やワークショップを通じ、多様な視点を活かしながら整備計画を進める。

計画の過程において、複数回の意見交換の場を設け、施設計画のみならず、施設完成後の運営や利用方法などについても話し合い、開館後も利用者が主体的に関わりながら、人と施設が共に成長できる施設を目指す。

### (2) 複合施設であることを活かした機能構成とデザイン

利用者が最大限この複合施設を活用できるよう、図書館機能、博物館機能、公民館機能の各機能は分断されず、効果的に共有と分担を行いながら、有機的につながるデザインとする。

一方で、管理機能は利用者の利便性を維持しながら、施設運営管理者の負担軽減や維持管理費低減を目指す計画とする。

そして上記2点の観点を持ち、すべての利用者に関われた施設でありながら、機能ごとの利用時間や管理運営に配慮した動線計画と、安全性を確保するセキュリティ計画を検討する。

### (3) 大熊町の資産として持続可能な施設計画

町内の既存施設及び計画中の施設の機能や立地、現在と将来の利用状況を鑑み、現時点において設定した機能や規模を精査していく。

この精査においては複合施設が長期間にわたり、世代を超えて利活用される町の資産であることを意識し、近い将来に大熊町で期待される変化に対応する一方、日本国内及び世界において生じる予測不可能な変化に対して対応可能な工夫を行う。

### (4) すべての来訪者に配慮された計画とユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン<sup>8</sup>を前提とし、すべての大熊町民と町外からの来訪者の利用行動を想定し、利用者にとって心地よく、くつろいで利用できる施設空間デザイン・素材や色彩を採用するとともに、視認性が良くわかりやすいサイン計画を検討する。

### (5) 環境への配慮とゼロカーボン

「大熊町 2050 ゼロカーボン宣言」<sup>9</sup>の下、その取り組み方針（「創る」、「巡る」、「贈る」）に沿って、イニシャルとランニングの費用を考慮しながら、ZEB 導入及びランクを検討し、エネルギー効率の高い施設計画とする。

加えて、エネルギー分野のみならず、水環境や動植物に与える影響、人の心身に与える影響にも考慮された施設を目指すとともに、環境インパクトの大きいタイミングである、施設の建

<sup>8</sup> ユニバーサルデザイン（文部科学省「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より）：年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらず、はじめから、できるかぎりすべての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

<sup>9</sup> <https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/5680.pdf>

設時及び解体時も考慮した構造等を検討する。

## (6) 防災

大野駅西地区としては、産業交流施設に避難所が設置される予定である。そこで災害時において、避難所への安全な誘導が行えるよう、本施設内にも案内板等の設置を検討する。

さらに、産業交流施設における対応状況を確認しながら、非常用発電設備や屋外への防災フアンチャーなど災害時に有効となる屋内外への機能・設備も検討し、配置する。

## (7) 最新の動向の確認と持続可能性の検証

施設整備に関する最新の設備、システムや建設物価の動向等、技術情報や社会的情勢に常に関心を寄せながら、本施設への適合性や持続可能性を検証した上で、活かせるものは積極的に採用を試みる。

## (8) 大野駅周辺施設との連携

先行して進捗する周辺施設や今後予定される新たな周辺計画などの情報を常に共有しながら、大野駅西地区及び下野上地区全体での調和や効率化を図る。

## (9) 既存施設等からの資産継承

既存施設及び町内各所よりレスキューされた物品・資料等のうち、本施設において活用可能なものは積極的に活用を検討し、大熊町の記録と記憶をつなぎ、大熊を学ぶための一助として次世代に引き継いでいく。

表6-5. 移管物予定リスト

移管する物	既存施設所在	背景・備考・注記
書架	図書館	(株)天童木工製 61点
椅子	図書館	(株)天童木工製 91点
テーブル	図書館	(株)天童木工製 29点
デスク・台	図書館	(株)天童木工製 19点
その他什器	図書館	(株)天童木工製 19点
図書	図書館	地域資料・特定主題図書等約3万点
吉田家住宅	民俗伝承館	明治期建造。主屋の一部+納屋の一部
模型	民俗伝承館	吉田家住宅+町内地形図
グランドピアノ	文化センター	2台 (Steinway & Sons、KAWAI)
どん帳	文化センター	西陣織による2幕 (「馬の背」/「稚児鹿舞」)
文化財資料	その他	①まほろん一時保管分 古文書・考古資料・民俗資料約1,700件 ②スポーツセンター一時保管分 文化財レスキュー資料約1,140件 (※)大野駅巨大観光案内板1点・大熊町標語看板2点、熊川海水浴場巨大案内板1点

※上記移管物それぞれの活用方法・展示方法については、計画・設計の過程において大熊町と設計者

にて検討・協議を行い、決定する。

## 第7章 管理運営計画

### 7-1. 管理運営計画の基本的な考え方

#### (1) 施設運営における考え方

本施設は、利用者から長く愛され、大熊町職員のみならず、多くの利用者が関わり、運営されることで人と施設とが共に成長する場を目指す。

そこで、施設の活動方針に基づき、利用者が生き生きと自由な活動が行えるよう、大熊町の状況や利用者ニーズ、また季節、時代に応じた運営を行う。そのために、利用者の意見や考えを常に収集できる工夫を行い、施設運営に反映していく。

#### (2) 施設管理における考え方

本施設は、利用者が安全で快適に過ごせる空間を長期にわたり維持していくことを目指して管理を行う。

大野駅前<sup>10</sup>の立地であること、及び図書館、博物館、公民館の各機能を備えた複合施設である強みを生かして利用者のニーズや社会変化に柔軟に対応しながら運営を行い、効率的で適切な管理を行うことで施設のLCC<sup>10</sup>を低減し、利用者と建物及び環境に配慮した施設を目指す。

今後、計画の進行に併せて管理運営手法を検討しながら、最適な方法を選択していく。

### 7-2. 管理運営の基本方針

#### (1) 大熊町民が主体となる施設運営体制

町内外に開かれた公共施設として、大熊町民、大熊町職員（司書・学芸員・社会教育主事を含む）を主体とし、外部委託者や専門家の協力を得ながら、社会教育法、図書館法、博物館法に則った施設運営の在り方を考え、実行していく。

#### (2) 利用者の利便性に配慮した施設管理と運営

開館日や開館時間は、大野駅を利用する通勤・通学者及び町外からの来訪者や周辺施設の開館・営業時間も考慮し、利用者の利便性やライフスタイルに合わせた設定を検討する。

また、機能ごとに異なる、利用の多い時間帯にも配慮した動線管理も検討していく。

<sup>10</sup> LCC（ライフサイクルコスト）：建物のライフサイクルに要する総費用。建設費だけでなく、日常の保守、修繕費用、数年おきに生ずる大規模な修繕改修費用等、建物が存続する限り必要となる維持管理費用も含む。維持管理費用は建設費の何倍にもなるため、適切な保全により、LCCを必要最小限に抑えることが非常に重要となる。

### (3) 複合施設の強みを生かした運営と管理

図書館、博物館、公民館それぞれの機能を維持し、各機能を融合させることで得られる効果も考慮しながら運営を行い、利用者にとって、いつ来ても快適で心地よく、新しい発見がある施設を目指す。また、管理において機能間で共有できることは共通化を図り、効率性の向上を図る。

### (4) 最新の動向の確認と持続可能性の検証

管理運営に係る機器やシステム、及び運営サービスなどにおいて、最新の動向や情報を収集し、本施設への適合性や持続可能性を検証した上で、採否の判断を行う。

### (5) 大野駅西地区施設との連携

先行して開館する産業交流施設、商業施設ほか、大野駅周辺に設置される施設群と連携し、管理面・運営面での相乗効果及び効率化を検討、実践する。

### (6) 町内他施設及び町外施設との連携

町内の大熊町立学び舎ゆめの森や大熊町交流ゾーン及び大熊インキュベーションセンター、町外の図書館やアーカイブズ施設、公民館等とも連携し、情報の連続性や施設間の回遊性の創出を目指す。

### (7) 町民、来訪者及び事業者との連携

利用者となる大熊町民や町への来訪者が主体・参加可能な企画や事業者とのネットワークを活かした取り組みを積極的に採用し、多世代における多様な交流が生まれる場所をつくりだす。

## 7-3. 管理運営形態

### (1) 一般的な施設管理形態と町の検討方針

公共施設における代表的な管理運営形態を踏まえ、本施設における適切な形態を継続的に検討していく。ただし、当町の場合、震災により一度途絶えた町内の社会教育基盤そのものを再構築する段階にあることを踏まえ、少なくとも再度社会教育の環境が根付くまでは、町教育委員会が主体的に施設の運営管理に関わるべきと考える。また、複合施設はまちづくり、ひとづくりの根幹を支える社会教育の拠点となることから、民間の知見を取り入れる際にも、大熊町ならではの地域性を重視し、伸ばしていく工夫が必要となる。いずれの視点に立っても、行政としての町の関わりだけでなく、町民が積極的に運営に関わることができる素地の醸成が肝要である。

この観点から、施設の管理運営の手法で、町の関与がより薄くなり、町内や地域の事業者の参画を難しくするPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）やDBO（デザイン・ビルド・オペレート）は採用しない。

指定管理や一部業務委託、直営を軸に、それぞれの利点や課題を整理する上でも、上記の観

点に留意する。なお、ひとつの形態にとらわれず、町の体制や外部環境・ニーズの変化に応じて形態の組合せやオリジナル形態の検討も併せて行う。

表7-1. 管理運営形態例

		直営	業務委託	指定管理	DBO <sup>11</sup>	PFI <sup>12</sup>
役割 分担	資金調達	町	町	町	町	
	設計施工	民間 (委託・発注)	民間 (委託・発注)	民間 (委託・発注)	民間 (委託・発注)	民間
	運営・ 維持管理	町	民間 (業務委託)	民間 (指定管理)		
特徴	町の意向	反映しやすい				反映しにくい
	町職員の 手間・負担	負担大				負担小
	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の意向を直接反映可能</li> <li>町職員の育成につながる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者を直接選定可能であり、町の意向を反映しやすい</li> <li>町内事業者、小規模事業者の主体的参画も可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の裁量を与え運営と管理を任せられる</li> <li>比較的柔軟に期間設定が可能</li> <li>民間のノウハウを導入可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営を踏まえた設計・工事が可能（効率的な建物計画）</li> <li>民間のノウハウを導入可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営を踏まえた設計・工事が可能（効率的な建物計画）</li> <li>民間のノウハウを導入可能</li> </ul>
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>町職員の手間と負担が大きい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、選定と契約が必要</li> <li>入札の場合、サービス品質のばらつきが生じる可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の意向がやや反映されにくい</li> <li>受託可能な事業者が限定される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の意向がやや反映されにくい</li> <li>受託可能な事業者が限定される</li> <li>町内事業者の主体的参画が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者主導の管理運営となり町の意向が反映されにくい</li> <li>受託可能な事業者が限定される</li> <li>町内事業者の主体的参画が困難</li> </ul>

## (2) 大野駅西地区における管理運営の連携

本施設に係る管理業務としては、大きく▽運営▽清掃・日常管理▽警備▽点検保守▽修繕—が発生すると想定している。運営以外の主に施設管理に係る業務については、先行して供用開始される大野駅西周辺施設での管理運営業務の実態を踏まえ、連携可能な業務については一体的な管理とすることも視野に、エリア全体の管理業務の効率化及び景観維持に寄与する体制を検討する。

<sup>11</sup> Design Build Operate の略。公共団体等が資金調達と施設所有を行う一方で、民間事業者が施設の設計・建設・運営を委託する方式。

<sup>12</sup> Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式。

### (3) 本施設における管理運営形態素案

5章の施設整備に係る考え方や、上記(1)で示した社会教育基盤の再構築には町及び町民が主体性を発揮すべきという考え、及び社会教育は町の個性をとらえ、伸ばし、まちの活性化につなげる、地域に密着した事業であるという考えに基づき、現時点では、複合施設の運営はできる限り直営とし、施設管理業務及び一部の運営業務を委託する方針で検討を進める。

ただし、直営するには職員数の確保が欠かせないことから、今後、施設の具体的な事業内容や運用方針を定めていくにあたり、必要となる人員やその専門性を見極め、現在の社会教育の充実のみならず、将来にわたって持続可能な運営体制を構築する。その際、民間の知見や経験を導入することが適切である場合には、業務委託等を検討する。

施設管理業務については、(2)に記載のとおり、施設整備エリア及び町全体での効率化や景観維持などを考慮した体制の構築を図る。

表7-2. 本施設における管理運営形態素案

	素案1	素案2
方式	直営（一部業務委託）	指定管理
概要	各事業の運営を教育委員会主体としながら、それぞれの強みを持つ会社に業務委託し、各委託会社同士の連携や協働を行う	統括となる指定管理者に対し、各事業の運営を担う会社を含め管理・調整・提案をしてもらう
管理体制イメージ		
メリット	各運営会社を直接選定可能。町の意向も反映しやすい。町自ら教育事業をハンドリングすることで、知識や学びの継承が可能。	民間の手法により、利用者の利便性向上の可能性。職員の削減、職員の仕事量の軽減。
デメリット	一定数の職員確保が必要。職員の仕事量の増加。利用者の利便性への影響に懸念。	各運営会社を直接選定できない。町の意向は反映しにくい。事業者撤退時の事業および知識や学びの継承に懸念。

### (4) 管理運営外部委託者の参画

上記管理運営形態の検討と並行して、外部委託業務内容及び外部委託者の参画時期についても検討を行う。外部委託者は施設完成後ではなく、施設整備段階からの参画も視野に、その参画時期も踏まえて検討を行う。

## 第8章 スケジュール・推進体制と今後の課題

### 8-1. 整備スケジュール

本施設の整備スケジュール概要は以下の通りである。

ただし、計画・設計段階の進捗状況や施設規模等により、今後変更になる可能性がある。また、計画と設計、設計と工事の一体化などによる変更も想定される。

表8-1. 整備スケジュール案

段階	時期	備考
計画・設計	令和5年度～令和7年度	
工事	令和7年度～令和9年度	
施設完成・開館	令和9年度	年度内の時期は未定

※上記スケジュールに「枯らし期間」<sup>13</sup>は考慮していない。枯らし期間は収蔵品保護の観点から文化庁のガイドラインにおいて、建物コンクリート打設後2夏を目安とされているが、収蔵品及び展示品の配置・保管方法や施工段階における建材の選択等の工夫により、できる限り短縮することや部分的な開館を行うことなどの検討を行う。

### 8-2. 推進体制の検討

複数の機能を有する施設となるため、多様な専門家及び多岐分野にわたる関係者の参画が想定される。各専門家・関係者が互いに尊重・協力・協調しながら、それぞれの能力を最大限発揮できるチーム体制の構築を目指す。

### 8-3. 今後の課題

本構想作成時において想定される課題について下記に列挙する。長期間に亘る施設整備の進捗と共に変化・追加されていくことが想定されるが優先順位に留意しながら手戻りを最小限とすべく一つずつ課題に取り組んでいく。

<sup>13</sup> 「枯らし期間」：躯体コンクリートから発生するアンモニア、内装材や接着剤から発生する有機酸物の有害ガスへの対策として施工時及び竣工後に設ける期間。シーズニング期間ともいう。

表8-2. 検討課題一覧

大項目	項目	課題・留意事項など
町内調整	大熊町第三次復興計画	調整中。継続連携・調整を行う。
	各種上位計画	更新・追加に合わせて適宜、対応・調整していく。
	検討委員会	継続運営。適切なタイミングで知見と意見を集約し、施設整備計画や管理運営計画等に反映していく。
	図書館協議会等	本施設に関連する町内協議会・委員会等との連携・調整を行う。
意見集約 町民参加 利用者参加	ワークショップ計画	施設整備段階及び施設完成後の運用も見据え、段階に応じた内容の開催計画を作成する。 施設計画のみならず、「大熊の記憶をつなぐ」ツールのひとつとしても計画・実行していく。 開催時期や告知方法を早期より検討・調整し、より多くの方からの関心を引き出すとともに、継続的に参加しやすい工夫を行う。 ワークショップに限らず、多様な手法を用いて、多方面からの意見収集を検討する。
	コミュニティ・メンバーシップの形成	施設整備段階からの組成を検討する。
スケジュール	開館準備	選書は早期より着手し、展示計画と併せて効果的で魅力的な開架空間を創出する。
	枯らし期間	収蔵庫・展示室などの整備計画配置全体の検討とともに、最新技術の採用やスケジュールの工夫など多方面からの情報収集を行いながら最適な方法を採用していく。
施設機能共通	各施設機能・提供サービス・事業内容	本構想を元に、深度化・精査を行う。
	システム計画	大熊町内の既存導入システムと本施設としての必要なシステムを検討・調整していく。 設計段階より検討を開始し、必要な設備や機器等を設計に取り入れることで、追加コストや手戻りを最小とする。
図書館機能	図書の分類方法・管理方法	選書等と併せ、早期に着手する。
	電子図書の採用	上記検討と併せ、最新の情報も収集しながら採用範囲などを検討していく。
	図書貸出利用者範囲の拡大に係る制度設計	避難先の町民、近隣市町村の住民及び大熊町への来訪者等に対する貸出利用者範囲の検討とそれに伴う制度、設備、システムの検討を行う。
	移動図書館	導入採否の検討を行う。

	早期のサービス開始	開館前から可能な、電子図書の貸出等のサービスを早期に展開することを検討する。
博物館機能	展示方針・展示手法とオペレーション	現存する資料に基づく常設展示と企画展示の方針や展示替えの目安など検討。 設計者（展示設計者）とも十分に調整を行う。
	セキュリティの考え方	資料によるセキュリティレベルの設定を確認し、必要に応じて設計（展示計画）に反映する。
	公文書の取扱い	管理方法については継続検討を行う。 本施設にて保管等を行う文書の対象範囲についても継続検討を行う。
公民館機能	機能分担・連携	本施設内において、図書館・博物館機能との分担と連携を図るとともに、町内他施設との分担と連携にも留意しながら計画・調整を行う。
	周辺施設との連携	町内外に立地する他施設との連携により、住民団体等が活用しやすい体制を検討する。
	活動支援策	住民団体等の活動を活発化するための支援策を検討する。
発注戦略	設計者選定	可能限り門戸を広げ、本施設をより良いものとするアイデアと併せ、柔軟な姿勢と「用・強・美」を備えた計画提案が可能な設計者を選定していく。
	設計者との調整	大野町と設計者との対話を積極的に行い、互いの理解を深めると共に、専門的分野においても可能な限り広い関係者が理解し、意見交換が行える環境を整える。
	工事発注方式	建物本体だけでなく、特殊機器や家具・什器などを含む発注パッケージの検討をあらかじめ行い、町にも受注者にもメリットが生まれる方式を検討する。
	施工者選定	入札やプロポーザルなど複数の選択肢から最適な手法を採用していく。
施設計画 設計与件	【大野駅西地区調整】 商業施設エリアとの調整	広場及び歩行者専用通路からの連続性の調整は早期に必要となる。 (令和5年下期想定)
	【大野駅西地区調整】 大野駅からの連続性	大野駅改札口から、本施設への動線は周辺基盤整備の検討状況と併せて継続検討が必要となる。 雨や日射を防ぐ歩行者動線への配慮も行う。
	ZEB 導入及びランク設定	エネルギー削減効果及びイニシャル・ランニングコストを鑑み、ZEB 導入とランク設定を決定していく。
事業費	全体事業費の把握	施設本体の工事費のみならず、整備に係る項目と費用の全体像を把握し、予算化など町としての準備を行う。
	各種交付金・補助金の整理	上記に伴い、適用可能な交付金・補助金も把握し、必要に応じて申請していく。

	維持管理費の検討	施設完成後の維持管理費についてもあらかじめ把握し、適切な修繕・更新費用を可視化し、将来の適正な維持管理につなげる。
運営管理	大野駅西地区施設との管理運営連携	町内及び大野駅西地区の指定管理（予定）者と協議・調整を行う。
	外部委託者選定	施設完成前からの外部委託者の参画も視野に入れながら、町との役割分担と委託業務内容の検討を行う。
	町民及び利用者の参画	ワークショップ計画／コミュニティ・メンバーシップ形成の検討と併せて将来的な運営への参画方法を検討していく。

## 第9章 参考資料

### (1) アンケート

Q1	あなたは大熊町民ですか。
Q2	あなたは大熊町に住んでいます。
Q3	あなたは週にどの程度、大熊町に滞在していますか。
Q4	以下の施設のうち、現在、月におおむね1回以上利用する施設はありますか。
Q5	主にどこの施設を利用していますか。
Q6	その施設の主な利用目的を教えてください。
Q7	Q6で「その他」と答えた方に伺います。その目的を教えてください。
Q8	町外の施設を利用している方に伺います。利用にあたり不便に感じていることはありますか。
Q9	Q8で「その他」と答えた方に伺います。その内容を教えてください。
Q10	Q4で「ない」と答えた方に伺います。その理由を教えてください。
Q11	大熊町はJR大野駅周辺に新たに複合施設を整備しようとしています。あなたが新施設に求めること、期待することは何ですか。
Q12	Q11で「その他」と答えた方に伺います。その内容を教えてください。
Q13	あなたが新施設を利用するとして、障害になりそうなことはありますか。
Q14	Q13で「その他」と答えた方に伺います。その内容を教えてください。
Q15	社会複合施設の整備に向けて要望等あれば自由にお書きください。

#### ① 回答状況

回答数：141（紙媒体が1部あり）

#### ② 集計・分析上の留意点

図表中の上段は回答者数、下段は構成比（%）を表している。

図表中の「SA」は単数回答、「MA」は複数回答を表している。

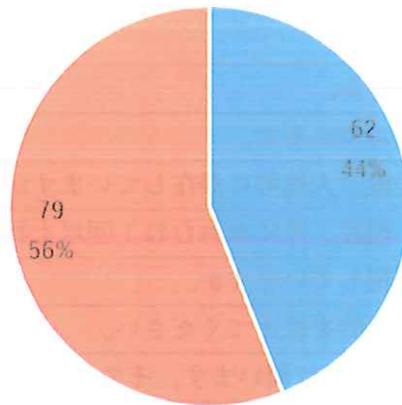
図表中の構成比（%）については、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

#### ③ アンケート結果の概要

##### (ア) 回答者の属性

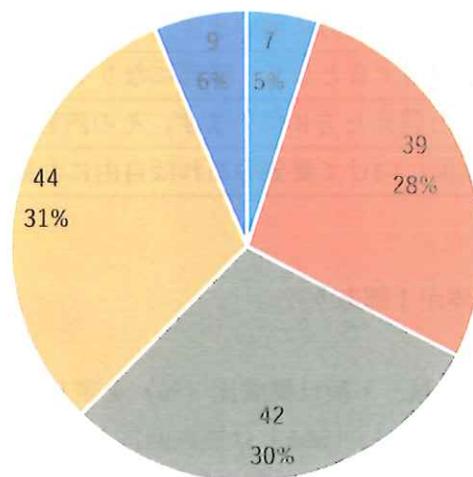
アンケートの半分以上が町民でない方からの回答であり、「町外居住だが町内で働いている」方や「町で居住も就労もしていないが、町を訪れる機会がある」方など、実際に居住はしていないが、大熊町の施設を利用する可能性が高い方からの意見を把握することができた。

Q1：あなたは大熊町民ですか（SA）



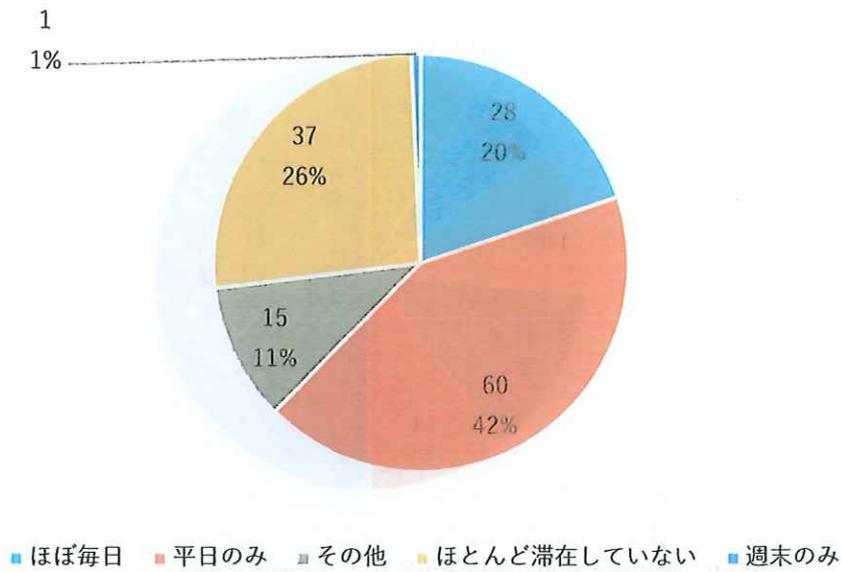
■ 町民である ■ 町民ではない

Q2：あなたは大熊町に住んでいますか（SA）



■ 町内の一軒家や公営住宅などに居住している  
 ■ 町内の社員／職員寮に居住している  
 ■ 町外居住だが、町内で働いている  
 ■ 町で居住も就労もしていないが、町を訪れる機会がある  
 ■ その他

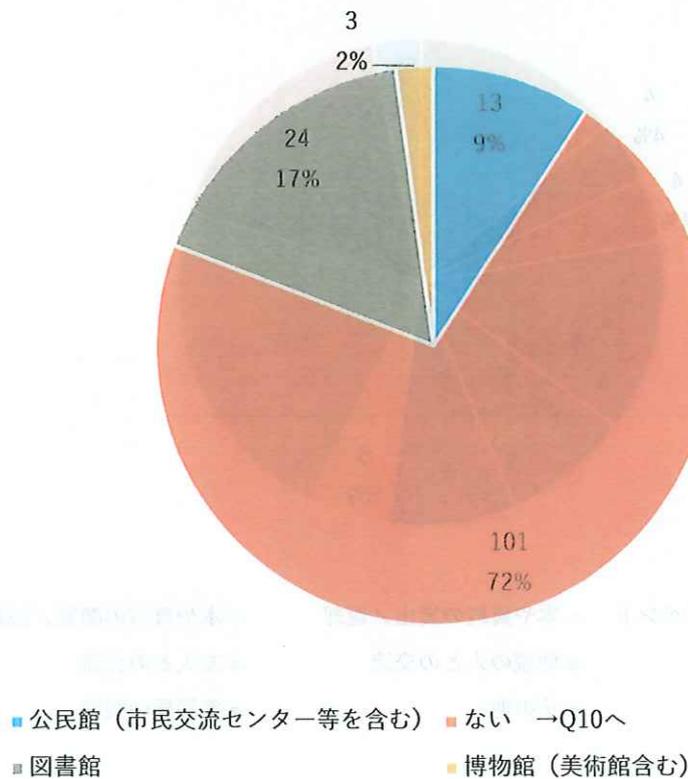
Q3：あなたは週にどの程度、大熊町に滞在していますか (SA)



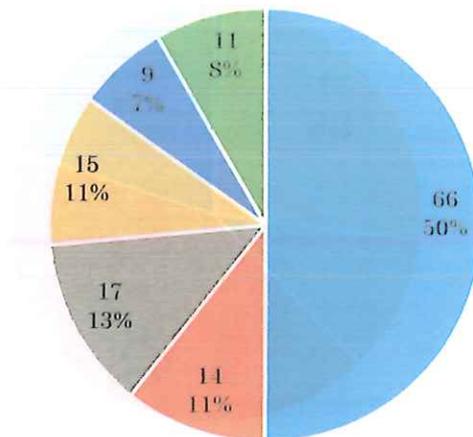
(イ) 大熊町内の既存施設の利用状況

回答者のうち約3割の方が、大熊町内の既存施設を利用しており、そのほとんどが図書館の利用であった。

Q4：現在、月におおむね1回以上利用する施設はありますか (MA)

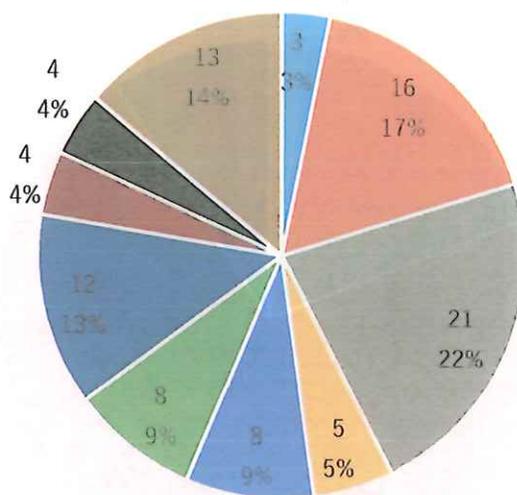


Q5：主にどこの施設を利用していますか。(MA)



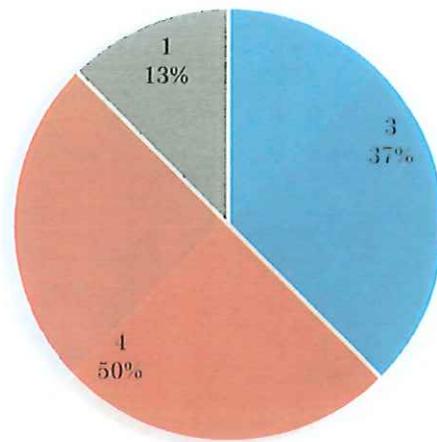
- 主にどこの施設を利用していますか？ ■ 大熊町内の施設
- 双葉郡を除く浜通り地域の施設 ■ 県外の施設
- 浜通り地域を除く県内の施設 ■ 双葉郡内の施設

Q6：(Q5で答えた) その施設の主な利用目的を教えてください。(MA)

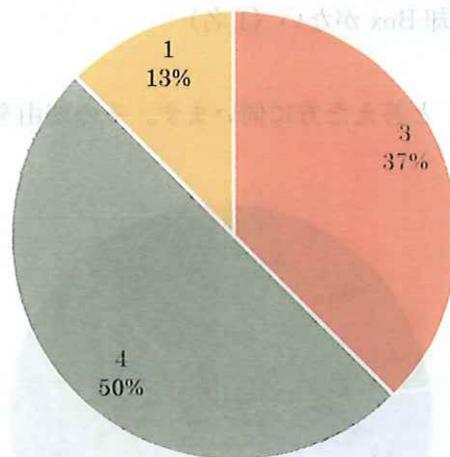


- 講座、講演などのイベント ■ 本や資料の貸出/返却 ■ 本や資料の閲覧/読書/視聴
- 地域の行事 ■ 地域の人との交流 ■ 友人との交流
- 自主学習 ■ その他 ■ 常設展の観覧
- 企画展の観覧

Q7: 町外の施設を利用している方に伺います。利用にあたり不便に感じていることはありますか (SA)

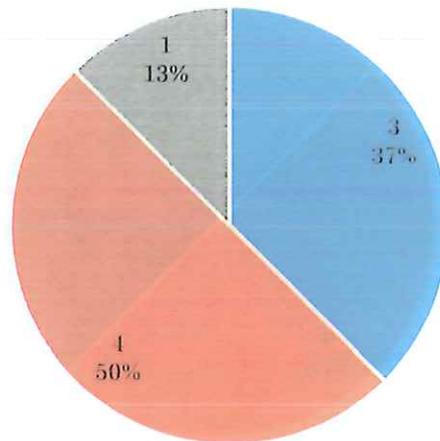


- 3 他の施設利用者との交流が持ちにくい
- 4 勤務先、居住先から遠い
- 1 大熊町に関する情報のほかに必要とする情報を得にくい



- 町外の施設を利用している方に伺います。利用にあたり不便に感じていることはありますか
- 3 他の施設利用者との交流が持ちにくい
- 4 勤務先、居住先から遠い
- 1 大熊町に関する情報のほかに必要とする情報を得にくい

Q8：町外の施設を利用している方に伺います。利用にあたり不便に感じていることはありますか（SA）

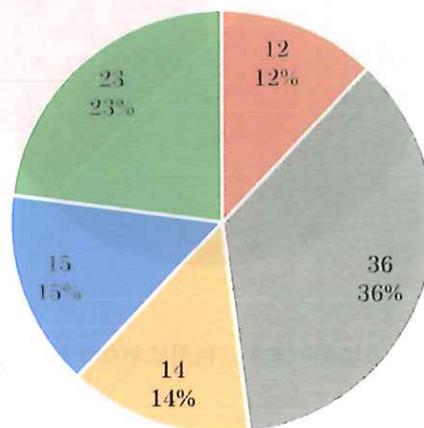


- 他の施設利用者との交流が持ちにくい
- 勤務先、居住先から遠い
- 大熊町に関する情報のほかに必要とする情報を得にくい

Q9：Q8で「その他」と答えた方に伺います。その内容を教えてください。（SA）

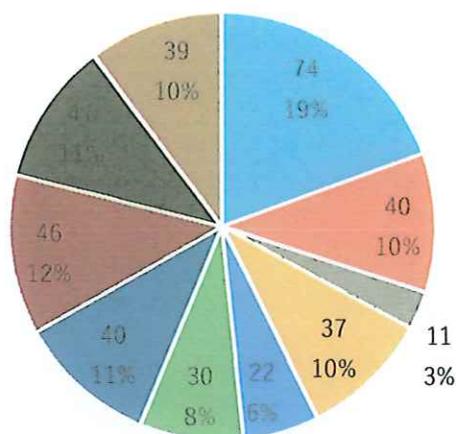
- ・図書館の時間外返却 Box がない（1名）

Q10：Q4で「ない」と答えた方に伺います。その理由を教えてください（SA）



- Q4で「ない」と答えた方に伺います。その理由を教えてください
- 生活圏内にある施設に必要なサービスがない
- 特に必要性を感じない
- 利用はしているが月1度以上ではない
- その他
- 生活圏内に利用できる施設がない

Q11：大熊町はJR大野駅周辺に新たに複合施設を整備しようとしています。あなたが新施設に求めること、期待することは何ですか。



- 1人または知人と立ち寄る居場所としての心地よさ
- テレワークなど仕事がしやすい環境
- その他
- 町の現在の状況や観光地などの情報
- 東日本大震災と原発事故についての情報
- 町の行事への参加
- 本や視聴覚資料などの利用・閲覧・貸出
- 大熊町に関わる人とのつながり
- 共通の趣味を持つ人とのつながり
- 町の歩みや文化等の情報

